



BOTTLERS JAPAN HOLDINGS INC.

# 2025年度 定時株主総会 招集ご通知

## 目次

2025年度定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	10
第1号議案  剰余金の処分の件	
第2号議案  取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件	
第3号議案  取締役(監査等委員である取締役 を含む。)の報酬枠改定の件	
事業報告	32
連結計算書類	66
計算書類	95
監査報告書	103

## 開催日時

2026年**3月26日**(木曜日)

午前**10時**(ログイン開始時刻 午前9時30分)

### バーチャルオンリー株主総会への 出席に関するご案内

本株主総会におきましては、インターネット上でのみ開催するバーチャルオンリー株主総会の方式を採用しております。当日ご出席を希望される株主さまは、5ページに記載の「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照のうえ、株主総会にバーチャル出席いただきますようお願い申し上げます。

バーチャルオンリー株主総会  
ログイン方法のご案内

5ページ



**Paint it RED!**  
未来を塗りかえろ。

### Mission

すべての人へハッピーなひとときをお届けし、  
価値を創造します

*Deliver happy moments to everyone  
while creating value*

### Vision

- すべてのお客様さまから選ばれる  
パートナーであり続けます
- 持続可能な成長により、市場で勝ちます
- 常に学びながら成長します
- コカ・コーラに誇りを持ち、  
誰もが働きたいと思う職場をつくります
- We are the preferred partner for our customers
- We win in the market through sustainable growth
- We lead a learning culture with commitment to grow
- We are the best place to work with pride for Coca-Cola

### Values

- 学ぶ向上心を忘れません
- 変化を恐れず機敏に行動します
- 結果を見据え最後までやりきります
- 誠実と信頼に基づいた気高い志で行動します
- Learning
- Agility
- Result-orientation
- Integrity



ハッピーなひとときを  
ボトルから。

**We bottle happy moments.**

安全・安心な 1 本をつくり続けたい。  
あらゆるシーンで新しいおいしさやハッピーなひとときを届け、  
価値を創造し、限りある資源を大切に、次のつくるにつなげたい。

多様な人材が力を合わせ、さまざまな変革を起こすことで、  
あふれるほどのハッピーを生み出し、  
豊かな生活に貢献できると信じています。

人と地域社会と自然環境に寄り添う仕事をしている誇りと使命を胸に、  
今日も私たちは走り続けます。

Coca-Cola Bottlers Japan Holdings is committed to providing quality in every bottle,  
delivering great new tastes and happy moments  
while creating value for every occasion.

We are committed to conserving limited resources and  
achieving a sustainable cycle of production.

With diverse talents working together to accomplish transformation,  
we believe that we can create an overflowing of happiness that will enrichen lives.

We continue to drive forward every day with pride in our work  
and mission to support people, communities,  
and the natural environment.



2020年12月期より、期末の「株主のみなさまへ」を招集ご通知に統合しており、「株主のみなさまへ」は中間期のみ発行しております。  
なお、当社ホームページより主要なIR情報が入手いただけますので、ぜひご活用ください。

<https://www.ccbj-holdings.com/ir/>

コカ・コーラボトラーズジャパン IR **検索**

## 株主のみなさまへ

平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。当社は、2025年を「利益成長と基盤強化を両立させる年」と位置づけ、利益の最大化を軸としたトップライン成長戦略や、変革の主要施策を着実に実行することにより、増益トレンドを維持しつつ、将来にわたって安定的に利益を創出できる強固な成長基盤の構築に取り組んでまいりました。その結果、通期事業利益は前年比2倍を超える245億円を達成し素晴らしい成果を取ることができました。

営業分野では、収益性重視のもと、各販売チャネルにおいてコアカテゴリーの強化や売場の拡大、効果的なマーケティング活動に取り組みました。販売数量は、価格改定による需要へのマイナス影響があったものの、効果的なマーケティング活動などに取り組み、マイナス成長であった市場を上回って前期並みとなりました。また、2回の価格改定を実施し、出荷価格の維持・向上に努めました。ベンディングにおいては自動販売機のアソートメントシステムを刷新し、利益基準で品揃え最適化を進め、訪問頻度や補充率を改善し、オペレーションの生産性が向上しました。

サプライチェーン分野では、データドリブなプロセス構築によりサプライチェーンネットワークの進化を図りました。「地産地消モデル」の推進や各工場の生産性向上と製造キャパシティ拡大に取り組まれました。加えて、S&OPプロセス高度化に向けた供給計画の最適化へプラットフォーム導入や、統合機能型物流センター（IDC）稼働により、在庫集約と営業・物流拠点再編を進めました。

バックオフィスおよびIT分野では、ネオアーク株式会社と連携し、業務プロセスの標準化・自動化を推進し、内製化、オペレーションコスト削減に取り組まれました。

社会との共創価値の実現に向け、水資源保全やPETボトルリサイクルでは、協業を通じ、環境負荷低減と新たなビジネス機会の拡大を図りました。容器リサイクルでは、自動販売機併設のリサイクルボックスから回収した空容器を活用した「ボトルtoボトル」や「CAN to CAN」の実施エリアを拡大しました。また、脱炭素に向けた取り組みも推進しています。人的資本の強化に向けては、刷新した人事戦略のもと、「人材と組織の強化」と「社員のウェルビーイングを促進するカルチャーの醸成」を進めました。女性活躍推進により、女性管理職比率は、10%の目標を早期に達成しました。また、人材開発・自己啓発支援の強化により、研修・能力開発における社員1人当たり平均投資額は前期比で32%向上しました。あわせて、DE&Iや共働き・共育て支援、柔軟な働き方の促進にも取り組みました。これらを含むESGの取り組みが評価され、各種インデックスEの構成銘柄に選定されています。

また、8月には中期経営計画「Vision 2028」を上方修正し、株主価値のさらなる向上を目的として、新中期経営計画「Vision 2030」の開始を決定しました。日本コカ・コーラ株式会社との協業強化、ビジネスユニットごとの責任を明確にした事業運営、ベンディング事業における利益基盤の再構築および株主還元を主要施策とし、2030年に事業利益800億円以上、ROIC10%以上の達成を目指します。

株主還元については、この2年間で大きく加速させており、当社史上最大規模の株主還元の実施を発表しました。また、計画を上回る業績進捗を受け、期中に当初の増配計画を上方修正し、1株当たり年間配当金を対前年13%増の60円とすることに加えて、自己株式の取得や自己株式の消却等を通じ株主還元を拡充しました。これにより、業績を向上させ、株主還元を拡充させる好循環を体現しています。

2026年は、「Vision 2030」の重要な初年度として、「意欲的な中長期目標の達成に向け大きく前進する年」とし、ビジネスユニットごとの事業運営体制による競争力向上と、変革を通じた事業基盤のさらなる強化に取り組んでまいります。通期の事業利益は、4年連続100億円以上の増益を目指し、350億円を計画しています。

株主還元としては、「Vision 2030」に基づき、1株当たり20%増となる12円の増配を実施し、年間配当金72円（予想）を目指すとともに、300億円の自己株式取得を10月までに完了させてまいります。利益成長と株主還元の拡充により、株主価値のさらなる向上を図ります。

今後も、多様なニーズに対応した安全・安心な製品の提供を通じて、お客さまから選ばれる存在であり続けるとともに、企業理念である「すべての人にハッピーなひとときをお届けし、価値を創造する」を実践していくことで、持続的な成長・企業価値の向上を図ってまいります。



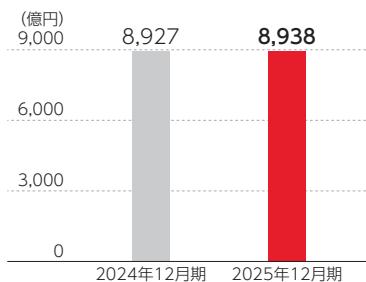
代表取締役社長  
カリン・ドラガン



# 連結決算ハイライト (IFRS)

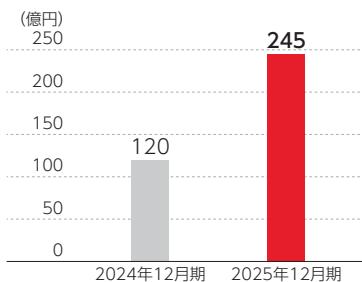
## 売上収益

8,938億円



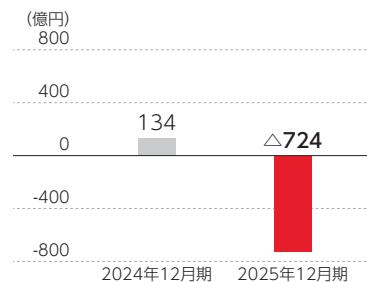
## 事業利益

245億円



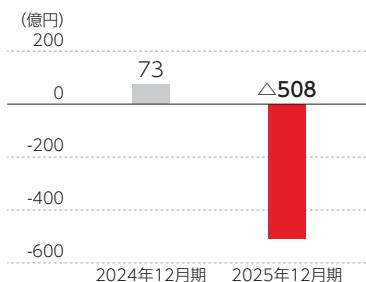
## 営業利益 (△は損失)

△724億円



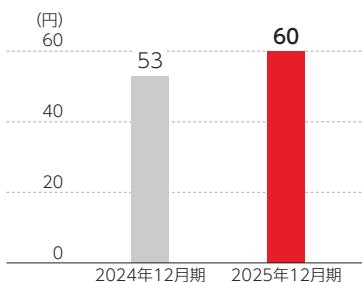
## 親会社の所有者に帰属する当期利益 (△は損失)

△508億円



## 1株当たり配当金

60円



## 年間販売数量

約5億  
ケース  
※2025年実績



## ブランド数

約40  
ブランド



## 製品数

600  
種類以上



※事業利益は、事業の経常的な業績を計るための指標であり、売上収益から売上原価ならびに販売費及び一般管理費を控除するとともに、その他の収益およびその他の費用のうち経常的に発生する損益を加減算したものです。

株主各位

証券コード 2579  
2026年3月4日  
(電子提供措置の開始日 2026年2月26日)  
東京都港区赤坂九丁目7番1号

**Coca-Cola** **BOTTLERS JAPAN HOLDINGS INC.**  
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社  
代表取締役社長 カリン・ドラガン

## 2025年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社2025年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっております。株主のみなさまの利便性に鑑み、うち一部については書面にて添付しておりますが、電子提供措置事項全体については、インターネット上の下記ウェブサイトにて「2025年度定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。また、事業報告および連結計算書類の概要をまとめた映像およびナレーションを、準備出来次第、下記ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.ccbj-holdings.com/ir/stockholder/meeting.php>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

▶ <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※上記東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席いただけない場合は、書面(郵送)またはインターネット等によって事前に議決権を行使することができます。書面またはインターネット等による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2026年3月25日(水曜日)午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 書面またはインターネット等による議決権行使のご案内

### 当日出席

**書面(郵送)にて**  
事前に議決権をご行使いただく場合

株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2026年3月25日(水曜日)  
午後5時45分到着分まで

**インターネット等にて**  
事前に議決権をご行使いただく場合

〔インターネット等による事前の議決権行使のご案内〕をご高覧のうえ、期限までにご行使ください。

**行使期限** 2026年3月25日(水曜日)  
午後5時45分まで

**バーチャルオンリー株主総会**  
にて議決権をご行使いただく場合

〔バーチャルオンリー株主総会への出席に関するご案内〕をご高覧のうえ、開催当日に本株主総会にご出席ください。

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。書面とインターネット等により、事前に重複して議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等によって、事前に複数回数、もしくは、パソコンとスマートフォン等で事前に重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 記

日 時	2026年3月26日（木曜日）午前10時（ログイン開始：午前9時30分） ※通信障害等の影響により、万が一、本株主総会を上記日時に開会することができない場合には、本株主総会は2026年3月27日（金曜日）午前10時に延期することといたします。	
開催方法	本株主総会は法令および当社定款の規定に基づき <b>場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）</b> として開催いたします。 当社指定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる情報、接続方法などの詳細は5ページに記載の「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご覧ください。なお、本株主総会は、インターネットのみを利用した完全オンラインにて開催するため、株主のみなさまに実際にご来場いただく会場はございません。	
目的事項	報告事項	1. 2025年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2025年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬枠改定の件

- 「インターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要」については8ページをご参照ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 下記の事項は電子提供措置事項として当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載しているため、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求された株主のみなさまにご送付している電子提供措置事項記載書面には記載していません。なお、会計監査人および監査等委員会は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - (1) 事業報告の「企業集団の現況」のうち「主要な事業内容」、「主要な拠点等」、「従業員の状況」および「主要な借入先の状況」
  - (2) 事業報告の「会社の現況」のうち「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」および「株式会社の支配に関する基本方針」
  - (3) 連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」
  - (4) 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

当社ホームページ

<https://www.ccbj-holdings.com/>



以上



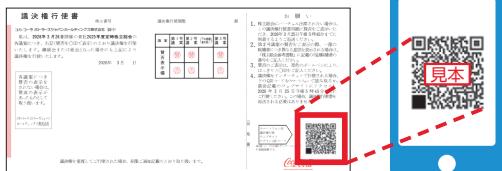
# インターネット等による事前の議決権行使のご案内



## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

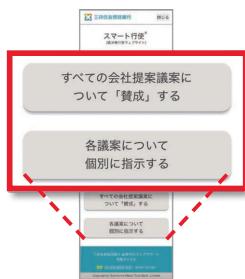
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って**賛否**をご入力ください。



## 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

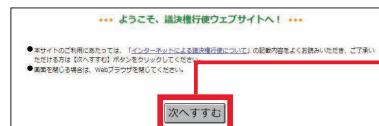
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

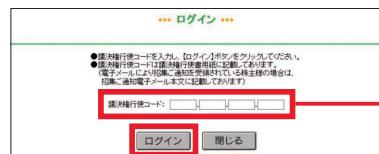


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



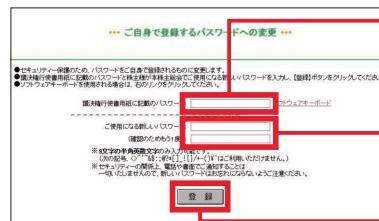
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って**賛否**をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による  
議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート(専用ダイヤル)  
 **0120-652-031** (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家のみならず

機関投資家のみならずにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



# バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内

## 1. 日時

2026年3月26日（木曜日）午前10時  
（ログイン開始：午前9時30分）

## 2. ログイン方法

- (1) 配信サイトに以下URLまたはQRコードよりアクセス

<https://meetings.lumiconnect.com/700-067-769-540>

※ミーティングIDは「700-067-769-540」です。

※「クッキーポリシー」が表示された場合には、「必須クッキーのみ」または「クッキーを受け入れる」を選択してください。



- (2) 言語選択を「日本語」または「English」に設定し、「続行」をクリック

- (3) 「バーチャル株主総会ご出席のご注意」を最後までお読みいただき「上記事項に同意する」にチェックし「同意する」をクリック

- (4) ID・パスワードをご入力：同封の「ID・パスワード通知書」をご確認ください。

ID・パスワードは株主さまごとに異なります。

当該通知書を紛失した場合、「6. お問い合わせについて」に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。  
なお、「ID・パスワード通知書」の再発行は可能ですが、2026年3月18日（水曜日）午後5時までのお申し込みが必要となります。期限経過後の再発行および口頭でのご回答はできかねますのであらかじめご了承ください。



同封の「ID・パスワード通知書」に記載の  
IDおよびパスワードをご入力ください。

- (5) IDおよびパスワードをご入力後「サインイン」を押してください。

開会時刻となる2026年3月26日（木曜日）午前10時までお待ちください。

## 事前のお手続き（事前のご質問の受付および代理出席）

### 1. 事前のご質問の受付について

本株主総会の目的事項に関して、事前にご質問いただくことが可能です。株主さまのご関心が高い事項につきましては、本株主総会で取り上げさせていただく予定です。

事前のご質問を送信いただく場合は、前ページの「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照のうえ、以下に記載の事前質問受付期間にログインください。

ログイン後、画面左のボタンのうち、「事前質問」タブより、事前のご質問を送信いただけます。

また、事前のご質問は書面でもお寄せいただけます。事前のご質問を記載のうえ、以下に記載の送付先までご送付ください。

(事前質問受付期間)

2026年3月4日（水曜日）午前10時 から 2026年3月18日（水曜日）午後5時まで

(送付先)

〒107-6211

東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー

コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社 株主総会事務局宛

### 2. 代理出席について

代理人による本株主総会に出席を希望される株主さまは、法令および定款等の定めに従い、議決権を有する他の株主さま1名に委任いただきますようお願いいたします。

代理人によりバーチャル出席する場合、株主総会に先立って、当社に「代理権を証明する書面（委任状）」等のご送付が必要となります。

つきましては、以下の送付方法および送付先をご確認いただき、電子メールまたは郵送のいずれかの方法にてご送付ください。

委任状様式をダウンロードする場合、前ページの「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照のうえ、ログインください。

ログイン後、画面左の「書類」タブより、委任状の様式をダウンロードいただけます。

(提出期限)

2026年3月18日（水曜日）午後5時 必着

(送付方法および送付先)：ご都合の良い方法をいずれかお選びください。

・電子メール：BJH\_AGM@ccbji.co.jp

・郵送：〒107-6211

東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー

コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社 株主総会事務局宛

## ご注意事項など

### 1. 議決権行使の取り扱いの内容

#### (1) 当日の議決権行使方法

当社指定のウェブサイトにごログイン後、議長の指示に従って、画面左の「議決権行使」タブより議案の賛否をご表示ください。

#### (2) 事前の議決権行使と株主総会当日の議決権行使との関係

事前に書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使された株主さまがバーチャル出席により当日ご出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効といたします。

事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

### 2. ご質問および動議について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、オンライン上でご質問および動議をご提出いただけます（受付は当社指定のウェブサイトよりテキストをご入力いただく形で行います。）。

ご質問につきましては、質問時間には限りがあることおよび円滑な議事進行の観点から、おひとりにつき3問まで、文字数は250文字以内にまとめてお送りいただくことといたします。

いただいたご質問について、時間等の関係上全てに回答できない場合があります。その場合には、本株主総会の目的事項に関する質問であり、他の質問と重複しないものを中心に取りあげることといたしますので、あらかじめご了承ください。

動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、1提案当たり250文字以内にまとめてお送りいただくことといたしますので、あらかじめご了承ください。

### 3. 通信方法に係る障害に関する対策についての方針の内容の概要について

- (1) 通信の方法に係る障害に関する対策として、余裕のあるキャパシティを有する等、開催時点で株主にとって安全かつ利便性の高い措置が講じられたシステムを利用します。  
また、株主総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを配置します。
- (2) 通信障害等に関する対策として、予備回線へ切り替える等の代替手段を準備します。  
また、通信障害等が発生した場合には、障害の程度により、速やかに予備回線に切り替えを行います。
- (3) 通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、株主総会冒頭に、延会または継続会に関する議長一任決議についてお諮りいたします。  
当該決議に基づき、議長が後日に延期または続行の決定を行った場合には、速やかに当社ホームページ (<https://www.ccbj-holdings.com/>) に掲載し株主のみなさまへ周知します。
- (4) 通信障害等が生じた場合に備えて、通信障害時の対応方針、意思決定方法および株主のみなさまへの周知方法を含む具体的な対処シナリオを作成しております。  
著しい通信障害発生時にはシナリオに基づき対応を行い、スムーズな株主総会運営に努めます。

### 4. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要

議決権の行使をご希望の株主さまのうち、インターネットを使用することに支障のある株主さまにおかれましては、書面により事前に議決権をご行使くださいますよう、何卒お願い申し上げます。  
また、インターネットを使用することに支障のある株主さまにおかれましては、電話会議システム専用番号へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。  
電話会議システムのご利用には事前申込が必要となります。なお、電話会議システムを通じては、議事進行を音声で聴くことができるのみであり、議決権を行使することはできませんので、議決権の行使をご希望の株主さまにおかれましては、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。  
なお、音声聴取に係る通信料は株主さまご自身でご負担ください。

#### 【電話会議システムのお申込方法】

お電話もしくは電子メールよりお申込みを受付いたします。  
ご希望の株主さまは、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」、「氏名」および「電話番号」ならびに電話会議システム利用希望の旨を下記電話番号への電話もしくは電子メールでご連絡ください。  
株主総会事務局から、別途、詳細をご連絡させていただきます。

- ・ 受付期間 : 2026年3月4日(水曜日) 午前9時 から 2026年3月18日(水曜日) 午後5時まで
- ・ 電話番号 : 0120-245-022 (バーチャルオンリー株主総会ヘルプデスク)
- ・ 電子メール : BJH\_AGM@ccbji.co.jp

## 5. その他の注意事項について

当社は、本株主総会の開催に当たり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主さまがご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主さまご自身の通信環境等を原因として、株主さまがバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合もございます。

当社として、このような通信トラブルにより株主さまが被った不利益に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。

ライブ配信の撮影、録画、録音、保存およびSNSなどでの投稿等をご遠慮いただきますよう、お願い申し上げます。

本株主総会は日本語と英語でライブ配信を行う予定です。

株主さまにおかれましては、ライブ配信上で日本語と英語の同時通訳による音声に切り替えてご視聴いただけます。

なお、本株主総会への出席に必要な通信機器類および一切の費用は株主さまのご負担とさせていただきます。

バーチャルオンリー株主総会にご出席の際の推奨視聴環境は以下のとおりです。

	PC		スマートフォン	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows 11以上	Mac OS最新版	Android 10以上	iOS 15以上
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Google Chrome	Safari

※ブラウザは最新バージョンをご利用ください。

※1 Mbps以上の安定した通信速度が必要です。高画質の動画をストリームするためには5 Mbps以上の高速インターネットプランのをご利用を推奨いたします。

## 6. お問い合わせについて

**本株主総会へのご出席/ご質問の方法および議決権行使システム等に関するお問い合わせ**

バーチャルオンリー株主総会ヘルプデスク TEL：0120-245-022

《受付時間》

2026年3月4日(水曜日)～2026年3月26日(木曜日) 平日午前9時～午後5時

※土日祝を除く

※株主総会当日（予備日開催を含む）は、午前9時～配信終了まで

**ログイン時に必要な「ID・パスワード通知書」の再発行等に関するお問い合わせ**

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル TEL：0120-782-041

《受付時間》

2026年3月4日(水曜日)～2026年3月26日(木曜日) 平日午前9時～午後5時

※土日祝を除く

※株主総会当日（予備日開催を含む）は、午前9時～配信終了まで

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、積極的かつ安定的に配当を行うことを最優先とし実施してまいります。

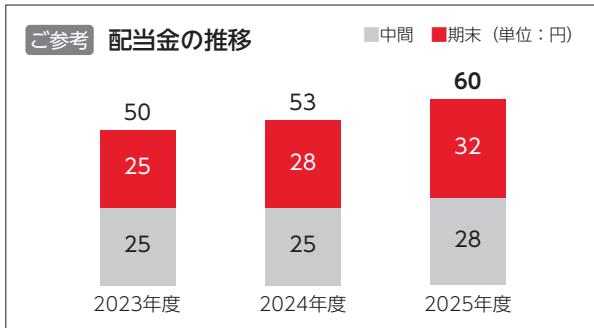
期末配当金は、1株当たり年間配当額を毎年、前年比で維持または増額する累進配当の方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。また、今後の経営環境の変化に対応した資本政策の機動性を確保するため、以下のとおり別途積立金の全額を取り崩し、繰越利益剰余金に充当いたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき <b>金32円</b> といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、 <b>5,390,368,576円</b> となります。 これにより、中間配当を含めると、年間の配当金は、前事業年度に比べ7円増配の1株につき60円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年3月30日といたしたいと存じます。

### 2. その他剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額	別途積立金 : 110,388,000,000円
② 増加する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 : 110,388,000,000円



### ■配当方針

配当につきましては、積極的かつ安定的に利益還元することを基本方針とし、業績や成長投資、内部留保を総合的に勘案のうえ、中間配当および期末配当を実施してまいります。中期経営計画「Vision 2030」においては、連結配当性向40%以上および連結株主資本配当率(DOE)2.5%を実現・継続し、当該期間において累進配当を実施することで、1株当たり年間配当額を毎年、前年比で維持または増額する方針です。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は任期満了となります。つきましては、中期経営計画「Vision 2030」達成に向けた経営体制強化のため、取締役を2名増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名		現在の当社における		
			地位	担当等	
1	カリン・ドラガン	再任	代表取締役	社長	
2	ビヨン・イヴァル・ウルゲネス	再任	代表取締役	副社長 兼 最高財務責任者 (財務本部長)	
3	かどう まき 荷堂 真紀	新任	執行役員	役員室長 兼 社長補佐	
4	わだ ひろこ 和田 浩子	再任	社外 独立	社外取締役	—
5	やむら ひろかず 谷村 広和	再任	社外 独立	社外取締役	—
6	ぎょうとく 行徳 セルソ	再任	社外 独立	社外取締役	—
7	いそがい ゆき 磯貝 友紀	新任	社外 独立	—	—

### ご参考 取締役候補者指名の方針および手続き

- 当社の社内取締役候補者の指名を行うにあたっては、当社の取締役会が独立した客観的な立場から、当社の評価制度に基づく貢献度合いおよび将来性等の評価を適切に行い、判断することとしております。
- また、社外取締役候補者の指名を行うにあたっては、当社の取締役会が独立した客観的な立場から、当社の企業価値増大に大いなる貢献が期待できると判断する者を指名していくこととしております。
- さらに、監査等委員である取締役候補者の指名を行うにあたっては、少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を指名していくこととしております。
- なお、現在の取締役候補者の指名手続きについては、複数の独立社外取締役を含み過半数を社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会の答申を尊重するとともに、取締役9名のうち7名を社外取締役が占める取締役会において決定していることから、公正性・透明性は確保されていると判断しております。

候補者番号 1

# カリン・ドラガン

再任

1966年10月24日生 満59歳



会社との特別の利害関係	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
なし	1,037株 ※2025年12月31日現在	6回/6回 ※出席率100%

## 略歴、当社における地位および担当の状況

1993年6月	COCA-COLA LEVENTIS [コカ・コーラ レバンティス] 入社
2000年1月	COCA-COLA HELLENIC BOTTLING COMPANY [コカ・コーラ ヘレニック ボトリング カンパニー] S.A. 入社
2005年1月	同社ルーマニア・モルドバ共和国担当ゼネラルマネジャー 兼 アドミニストレーター
2011年7月	コカ・コーラウエスト(株) 専務執行役員
2012年3月	同社代表取締役 同社副社長
2013年7月	コカ・コーライーストジャパン(株) 代表取締役社長
2017年5月	THE COCA-COLA COMPANY [ザ コカ・コーラ カンパニー] ボトリング投資グループ リージョナルディレクター COCA-COLA FAR EAST LIMITED [コカ・コーラ ファー イースト リミテッド] リージョナルディレクター
2018年1月	THE COCA-COLA COMPANY [ザ コカ・コーラ カンパニー] ボトリング投資グループ プレジデント
2019年3月	コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株) (当社) 執行役員 コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 執行役員 当社代表取締役 (現任) 当社社長 (現任) コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 代表取締役 (現任) 同社社長
2022年1月	同社社長 最高経営責任者 (現任)

## 重要な兼職の状況

コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 代表取締役社長 最高経営責任者

### ■取締役候補者とした理由

同氏は、日本におけるコカ・コーラボトラーの代表取締役社長、また、海外数カ国のコカ・コーラボトラーにおける豊富な経営経験とコカ・コーラ事業におけるグローバルな知見を有し、現在も当社および当社グループの総括責任者としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 2

# ビヨン・イヴァル・ウルゲネス 再任

1968年4月5日生 満57歳



会社との特別な利害関係	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
同氏は、ネオアーク株式会社の代表取締役であり、当社は同社との間に子会社に対する運転資金の貸し付けおよび子会社からの預り（キャッシュマネジメントシステム）ならびに利息の授受等の取引関係があります。	<b>4,488株</b> ※2025年12月31日現在	<b>6回/6回</b> ※出席率100%

## 略歴、当社における地位および担当の状況

1997年7月	THE COCA-COLA COMPANY [ザ コカ・コーラ カンパニー] 入社
2005年8月	同社 北&西アフリカ ビジネスユニット 財務ディレクター
2008年5月	同社 北&西アフリカ ビジネスユニット 財務ディレクター & ビジネスユニットプレジデント補佐
2009年6月	同社 北&西アフリカ ビジネスユニット GMイノベーション & EA
2010年2月	日本コカ・コーラ(株) 財務副社長
2013年1月	THE COCA-COLA COMPANY [ザ コカ・コーラ カンパニー] セントラル・イースト&ウエストアフリカグループ 財務ディレクター
2016年4月	同社 欧州・中東・アフリカ(EMEA)グループ 副財務ディレクター
2018年10月	コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株) (当社) 上席執行役員財務本部長 コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 上席執行役員財務本部長
2018年11月	コカ・コーラ ボトラーズジャパンセールスサポート(株) 代表取締役社長
2019年1月	コカ・コーラ ボトラーズジャパンビジネスサービス(株) 代表取締役社長
2019年2月	当社執行役員 コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 執行役員
2019年3月	当社代表取締役 (現任) 当社副社長 最高財務責任者 (財務本部長) (現任) コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 代表取締役 (現任) 同社副社長 最高財務責任者 (財務本部長)
2019年12月	キューサイ(株) 代表取締役会長
2022年1月	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 副社長 最高財務責任者 兼 財務本部長 (現任)
2022年3月	コカ・コーラ ボトラーズジャパンビジネスサービス(株) 代表取締役会長
2022年11月	同社 代表取締役会長 兼 社長 (現任)
2024年1月	ネオアーク(株) 代表取締役 (現任)
2025年1月	(株)onEQuest 代表取締役 (現任)

## 重要な兼職の状況

コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 代表取締役副社長 最高財務責任者 兼 財務本部長  
コカ・コーラ ボトラーズジャパンビジネスサービス(株) 代表取締役会長 兼 社長  
ネオアーク(株) 代表取締役、(株)onEQuest 代表取締役

## 取締役候補者とした理由

同氏は、当社代表取締役副社長最高財務責任者（財務本部長）として、またザ コカ・コーラ カンパニーにおける豊富な経営経験とコカ・コーラ事業におけるグローバルな知見を有し、現在も当社および当社グループの経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため取締役として選任をお願いするものです。

# 候補者番号 3 **か どう ま き** 荷 堂 真 紀

新任

1969年2月16日生 満57歳



会社との特別の利害関係	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
同氏は、コカ・コーラ カスタマー マーケティング株式会社の代表取締役であり、当社は同社との間に子会社に対する運転資金の貸し付けおよび子会社からの預り（キャッシュマネジメントシステム）ならびに利息の授受等の取引関係があります。	— ※2025年12月31日現在	—

## 略歴、当社における地位および担当の状況

- 1992年4月 日本電気(株) 入社
- 1996年4月 United Feature Syndicate Inc. (日本支社) 入社
- 2000年5月 Microsoft Product Development Inc. (日本支社) 入社
- 2004年4月 Microsoft Corporation Inc. (米国本社) 入社
- 2013年7月 (株)セールスフォース・ドットコム 購買部長
- 2014年4月 コカ・コーライーストジャパン(株) 社長補佐
- 2014年12月 コカ・コーラビジネスサービス(株) 取締役
- 2015年1月 同社代表取締役社長  
Coca-Cola Cross Enterprise Procurement Group Operating Committee member (役員)
- 2015年8月 コカ・コーラビジネスソーシング(株) 代表取締役社長
- 2016年6月 Coca-Cola Cross Enterprise Procurement Group Budget Committee Chair (CFO財務責任者)
- 2017年4月 コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 執行役員 調達統括部長
- 2019年2月 同社執行役員 調達本部長
- 2019年6月 同社執行役員 調達本部長 兼 エグゼクティブビジネスマネジメント本部長
- 2020年4月 コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株) (当社) 執行役員 社長補佐
- 2021年6月 出光興産(株) 社外取締役
- 2023年1月 コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 執行役員 最高経営戦略責任者 兼 経営戦略本部長 (現任)
- 2023年3月 コカ・コーラ カスタマー マーケティング(株) 代表取締役社長 (現任)
- 2024年1月 当社執行役員 役員室長 兼 社長補佐 (現任)  
コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 執行役員 フードサービスカンパニー プレジデント (現任)

## 重要な兼職の状況

コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 執行役員 フードサービスカンパニー プレジデント 兼 最高経営戦略責任者 兼 経営戦略本部長  
コカ・コーラ カスタマー マーケティング(株) 代表取締役社長

## ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、当社および主要子会社の執行役員として、経営戦略における変革をリードするとともに、調達本部長としてグローバルな経験を有しています。また、フードサービスカンパニー プレジデントとして、国内の大手お得意さまとの商談を進めるなど、コカ・コーラ事業における豊富な経営経験とグローバルな知見を有し、現在も当社および当社グループの経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **4** **和田 浩子**

1952年5月4日生 満73歳

再任

社外

独立



会社との特別の利害関係	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
なし	— ※2025年12月31日現在	<b>6</b> 回/6回 ※出席率100%

略歴、当社における地位および担当の状況

- 1977年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム(株) 入社
- 1998年1月 米プロクター・アンド・ギャンブル社 ヴァイスプレジデント、コーポレートニューベンチャー・アジア担当
- 2001年3月 ダイソン(株) 代表取締役社長
- 2004年4月 日本トイザラス(株) 代表取締役社長 兼 最高業務執行責任者
- 2004年11月 Office WaDa 代表 (現任)
- 2009年5月 (株)アデランスホールディングス 社外取締役
- 2016年6月 (株)島津製作所 社外取締役
- 2019年3月 コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株) (当社) 社外取締役 (現任)  
ユニ・チャーム(株) 社外取締役 (監査等委員)

重要な兼職の状況

Office WaDa 代表

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、米プロクター・アンド・ギャンブル社の役員およびダイソン株式会社や日本トイザラス株式会社の代表取締役として培われた豊富な経営経験とグローバルな知見を当社グループの経営に活かしていただくことを期待して、取締役 (社外取締役) として選任をお願いするものです。

候補者番号 **5** **谷村 広和**

1977年9月28日生 満48歳

再任

社外

独立



会社との特別の利害関係	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
同氏は、みちのくコカ・コーラボトリング(株)の代表取締役社長であり、当社は同社との間に商品売買等の取引関係(販売等：当社連結売上収益に占める割合：0.5%、仕入等：みちのくコカ・コーラボトリング(株)の連結売上高に占める割合：1.6%)があります。	- ※2025年12月31日現在	6回/6回 ※出席率100%

略歴、当社における地位および担当の状況

- 2006年10月 みちのくコカ・コーラボトリング(株) 入社
- 2009年2月 同社取締役
- 2012年3月 同社常務取締役
- 2013年3月 同社専務取締役
- 2014年3月 同社代表取締役社長(現任)
- 2020年3月 コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株)(当社) 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

みちのくコカ・コーラボトリング(株) 代表取締役社長

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社の代表取締役社長であり、同社における経営陣としての豊富な経営経験と知見を当社グループの経営に活かしていただくことを期待して、取締役(社外取締役)として選任をお願いするものです。

候補者番号 **6** **ぎょう とく** **行 徳 セルソ**

1959年1月3日生 満67歳

再任  
社外  
独立



会社との特別の利害関係	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
なし	— ※2025年12月31日現在	<b>6</b> 回/6回 ※出席率100%

略歴、当社における地位および担当の状況

- 1983年12月 BRADESCO銀行 入社
- 1985年1月 アンダーセン コンサルティング (アクセンチュア) シニアマネジャー
- 1996年3月 東芝アメリカ電子部品社 情報システムディレクター
- 1997年12月 i2テクノロジー・ジャパン(株) ソリューションサービス・ヴァイスプレジデント
- 2004年5月 日産自動車(株) 理事 CIO (チーフ・インフォメーション・オフィサー)
- 2006年4月 同社執行役員 CIO
- 2014年4月 同社常務執行役員 CIO
- 2017年6月 同社監査役
- 2019年3月 コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株) (当社) 社外取締役 (監査等委員)  
西本Wismettacホールディングス(株) 執行役員 グローバルチーフデジタルオフィサー
- 2020年3月 同社 取締役 グローバルチーフデジタルオフィサー
- 2023年3月 当社 社外取締役 (現任)
- 2024年1月 ネオアーク(株) 取締役 (現任)
- 2024年4月 (株)JERA 常務執行役員  
Chief Information Officer (CIO) 兼 Chief Information Security Officer (CISO) (現任)

重要な兼職の状況

ネオアーク(株) 取締役  
(株)JERA 常務執行役員 CIO 兼 CISO

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、日産自動車株式会社、西本Wismettacホールディングス株式会社および株式会社JERAにおいて培われた豊富な経営経験とグローバルな知見を当社グループの経営に活かしていただくことを期待して、取締役 (社外取締役) として選任をお願いするものです。

候補者番号 7

いそ がい ゆ き  
磯 貝 友 紀

1975年8月13日生 満50歳

新任

社外

独立



会社との特別の利害関係	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
なし	— ※2025年12月31日現在	—

### 略歴、当社における地位および担当の状況

2002年9月 Kintetsu International Express 入社  
2005年2月 (財)国際開発センター (IDCJ) 入所  
2006年10月 在エチオピア日本国大使館 経済協力調整員  
2008年11月 世界銀行 民間部門開発専門官  
2011年3月 あらた監査法人 入社  
2018年7月 PwCあらた有有限責任監査法人 パートナー  
2020年7月 同社サステナビリティ・センター・オブ・エクセレンス テクニカル・リード・パートナー  
2022年7月 同社サステナビリティ・センター・オブ・エクセレンス リード・パートナー  
2024年8月 ジャパン・アクティベーション・キャピタル(株) チーフ・サステナビリティ・オフィサー (CSO)  
2025年10月 合同会社Earth Nest (アースネスト) 代表社員 兼 業務執行社員 (現任)

### 重要な兼職の状況

合同会社Earth Nest (アースネスト) 代表社員 兼 業務執行社員

#### ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、世界銀行、PwCあらた有有限責任監査法人(現、PwC Japan有限責任監査法人)およびジャパン・アクティベーション・キャピタル株式会社において、サステナビリティ分野における豊富な経営経験やグローバルな知見を有しています。

また、現在は、合同会社Earth Nest (アースネスト)を立ち上げ、代表社員 兼 業務執行社員として、サステナビリティ経営の実現を幅広く支援しています。同氏のサステナビリティ経営に関する豊富な経験や知見を当社グループの経営に活かしていただくことを期待して、取締役(社外取締役)として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 略歴における社名は、各時点における社名を記載しております。
2. 現在、当社はカリン・ドラガン氏、ピヨン・イヴァル・ウルゲネス氏、和田浩子氏、谷村広和氏および行徳セルソ氏を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結し、当社が保険料を全額負担しており、5氏の選任が承認された場合、当該契約を更新する予定です。また、荷堂真紀氏および磯貝友紀氏の選任が承認された場合、両氏は被保険者に含まれることとなる予定です。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。
3. 現在、当社は和田浩子氏、谷村広和氏および行徳セルソ氏との間に責任限定契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。また、磯貝友紀氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定です。その契約の内容の概要は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものです。
4. 和田浩子氏、谷村広和氏、行徳セルソ氏および磯貝友紀氏は、社外取締役候補者です。
- (1) 和田浩子氏が社外取締役を務めていた株式会社島津製作所は、2022年9月、同社の子会社である島津メディカルシステムズ株式会社において、取引先である医療機関に設置したX線装置の保守点検業務に関する不適切行為が行われていたことが判明したことを公表し、2023年2月には外部調査委員会からの原因分析および再発防止策等の提言に基づき、速やかに具体的な再発防止策を策定、実行することを公表いたしました。その後、2023年8月には、島津メディカルシステムズ株式会社九州支店熊本営業所について、熊本県より業務改善命令を受けたことを公表しました。同氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行う等、その職責を果たしておりました。また、本不適切行為の事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取り組みに対して適宜提言を行う等、その職責を果たしております。
- (2) 和田浩子氏、谷村広和氏および行徳セルソ氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、和田浩子氏および行徳セルソ氏については本株主総会終結の時をもって7年、谷村広和氏については本株主総会終結の時をもって6年になります。
- (3) 和田浩子氏および行徳セルソ氏については、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」として届出を行っております。両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。また、谷村広和氏および磯貝友紀氏については、両氏の選任が承認された場合、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」として届出を行う予定です。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬枠改定の件

今般、当社は新中期経営計画である「Vision 2030」で掲げた成長戦略と成果へのコミットメントをさらに強化し、より一層、株主のみなさまとの価値共有を意識した経営を推進することを目的として、「役員報酬等の決定に関する方針および方針の決定方法（本招集ご通知27ページに記載の【ご参考：会社役員の報酬】 a. 役員報酬等の決定に関する方針および方針の決定方法をご参照ください。）」の考え方のもと、取締役の報酬制度について以下のとおり見直し等を行いたく、本議案についてご承認をお願いいたします。

- 株式報酬（PSU）の算定方法の改定
- 退任時支給となっている株式報酬（RSU）の支給時期の変更等
- 経済産業省策定の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」にも即した、株式報酬の付与対象者の拡大
- 第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」に伴う取締役の増員ならびに上記および報酬水準の改定に伴う取締役の報酬枠の改定

これらの具体的な内容は、本招集ご通知21ページ～24ページ記載の【改定の背景と詳細】を、また、本議案が原案どおり承認可決された場合の改定後の役員報酬制度全体の内容は、本招集ご通知28ページ～30ページに記載の【ご参考：会社役員の報酬】 b. 当社の業務執行取締役および執行役員の報酬に関する内容、c. 当社の監査等委員でない社外取締役の報酬に関する内容をご参照ください。

なお、当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を本招集ご通知27ページ～30ページに記載の【ご参考：会社役員の報酬】に記載のとおり変更することを決議しております。本議案につきましては、当該方針に沿うよう設計されたものであり、また、取締役報酬の妥当性・客観性・透明性を確保するために、複数の独立社外取締役を含み過半数を社外取締役で構成される指名報酬委員会における審議を経ており、相当であるものと判断しております。

## 第3号議案の内容

### 【改定の背景と詳細】

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2020年3月26日開催の2019年度定時株主総会において、「年額850百万円以内(うち社外取締役の報酬については年額50百万円)」としてご承認いただき、当社はこれまで当該上限額の範囲で取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬および当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下「業務執行取締役」という。)の年次賞与を金銭報酬として支給してまいりました。

また、これとは別に当社の業務執行取締役に対する「長期インセンティブ(株式報酬)」「パフォーマンス・シェア・ユニット制度(以下「PSU」という。))」および「リストラクテッド・ストック・ユニット制度(以下「RSU」という。))」として、2023年3月28日開催の2022年度定時株主総会において、基本的に当社が拠出する金員の上限は、3事業年度を対象として合計2,880百万円、業務執行取締役に交付および給付(以下「交付等」という。)がなされる当社株式およびその換価金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)の総数の上限は、3事業年度を対象として1,800,000ポイント相当分(1ポイント=当社普通株式1株で換算した場合1,800,000株)としてご承認いただき今日に至っております。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年3月23日開催の2015年度定時株主総会において「年額100百万円以内」としてご承認いただき、当社はこれまで当該上限額の範囲で基本報酬としての金銭報酬のみを支給してまいりました。

今般、当社は新中期経営計画である「Vision 2030」で掲げた成長戦略と成果へのコミットメントをさらに強化し、より一層、株主のみならずとの価値共有を意識した経営を推進することを目的として、以下の見直しを行いたく存じます。

#### 1. 報酬水準の改定

当社は、従来より「役員報酬等の決定に関する方針」に、「国籍・経験などの観点から多様性に富む優秀な人材を採用しリテンションすることが可能となる報酬水準」を掲げています。「Vision 2030」で掲げた成長戦略を達成するために競争力のある報酬水準を、独立した外部専門機関による国内外の同規模類似企業の報酬市場調査データとともに、世界のコカ・コーラシステムグループ企業の報酬水準も参考に再定義することといたしました。

#### 2. 年次賞与および株式報酬(PSU)の算定方法の改定

さらに高いコミットメントで「Vision 2030」を遂行することを目的に、年次賞与およびPSUの業績達成に基づく算定方法を以下のとおり変更いたしたく存じます。

年次賞与：単年度の会社業績達成状況に応じて、年次賞与標準額の一定割合の範囲で変動(ご参考：改定後の当社の役員報酬等の決定に関する方針においては、0-200%の範囲で変動することを予定しております。)

PSU：3ヵ年の会社業績達成状況に応じて、PSU基準額の0-200%の範囲で変動

### 3. 業務執行取締役への積立型退任時報酬の廃止および退任時支給となっている株式報酬（RSU）の支給時期の変更等

取締役報酬制度の業績連動性を高めることを目的として、昨今の市場トレンドに倣い、積立型退任時報酬を廃止するとともに、積み立て開始時から本総会終結の時までの在任期間に対応する積立型退任時報酬に基づき積み立ててきた累積額について、対象となってきた2名の業務執行取締役に對し、今回の廃止に伴い支給することとし、具体的な支給時期および方法については取締役会で決定することを予定しております。

また、RSUにつきましても、これまで退任時支給としていたものを、原則として連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）終了後に支給するよう支給時期を改める制度変更を行いたく存じます。なお、2020年の制度導入以降これまでのRSUの下で、既に対象期間を終了している累積ポイント分に応じた当社株式等については、対象となってきた2名の業務執行取締役に對し、今回の制度変更に伴い支給することならびに具体的な支給時期および方法については取締役会に一任することといたしたく存じます。

これらの制度の廃止および変更は、当社「役員報酬等の決定に関する方針」に掲げる、「利益ある成長の実現にむけて十分なインセンティブとなるよう、業績連動報酬を重視した報酬構成比率」との考えにも合致したものです。

なお、これらの制度廃止および変更に伴う影響（税務上の取り扱い変更による影響等を含む実質的な報酬等の経済的価値の変動）を総合的に勘案し、調整分として、これらの制度の対象となってきた2名の業務執行取締役に對し、本総会でご承認をいただく改定後の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の株式報酬（RSU）の総額の範囲内で、通常のRSUの付与に加えて当該影響の調整を目的とした特別RSUを付与することといたしたく存じます。かかる調整をRSUにより行うことにより、当社「役員報酬等の決定に関する方針」に掲げる、「中長期的な企業価値向上および株主との利益意識の共有を促進」できると考えております。

### 4. 株式報酬の付与対象者の拡大

株式報酬の付与対象者については、従来、業務執行取締役のみを対象としておりましたが、株主のみならずの価値共有を意識した経営をさらに推進することを検討するため、今般、株式報酬の付与対象者を、全取締役（業務執行取締役および社外取締役ならびに監査等委員である取締役を含む。）に拡大することといたしたく存じます。

業務執行取締役以外の取締役への株式報酬の導入は、経済産業省策定の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」においても、社外取締役等の報酬に関し、取締役会の一員としての当事者意識醸成とインセンティブ付与の観点から、固定報酬に加えて、業績によって付与数変動しない自社株報酬を付与することが有効な選択肢として考えられるとされていることとも合致しております。

具体的な支給内容や導入時期は、本招集ご通知30ページに記載の【ご参考：会社役員の報酬】  
c. 当社の監査等委員でない社外取締役の報酬に関する内容の範囲内で、取締役会で決定することを予定しております。

## 5. 取締役の報酬等の額および内容

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は3名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち、社外取締役は4名）となります。また、現在の監査等委員である取締役の員数は4名であり、本総会終了後も員数に変更はありません。

この増員と上述の改定から、当社の取締役の報酬等の額および内容をその種類別に次のとおり改定すること等につき、ご承認をお願いいたします。業務執行取締役の報酬上限額増加分のうち75%以上は、「3. 業務執行取締役への積立型退任時報酬の廃止および退任時支給となっている株式報酬（RSU）の支給時期の変更等」に因るものです。かつ、下記は変動の上限すなわち最高業績達成時を見据えて設定しているものであり、必ずしも毎年すべてが報酬額として支払われるものではありません。業績不振時には、変動要素のある報酬は大きく減少する仕組みとなっております。本制度に基づく報酬等の支給は、当社における業務執行取締役の貢献度および諸般の事項を総合的に勘案して決定する予定であり、その内容は相当なものであると考えております。

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の総額を年額3,300百万円以内（うち、社外取締役は年額100百万円以内）といたします。

② 株式報酬（PSU、RSU）

(ア) 当社が拠出する金員の上限

- ・ 後記【株式報酬（PSUおよびRSU）の内容】の「当社が拠出する金員の上限」に記載のとおりといたします。

(イ) 対象取締役に交付等がなされる当社株式等の数の上限

- ・ 後記【株式報酬（PSUおよびRSU）の内容】の「対象取締役に交付等がなされる当社株式等の数の算定方法および上限」に記載のとおりといたします。

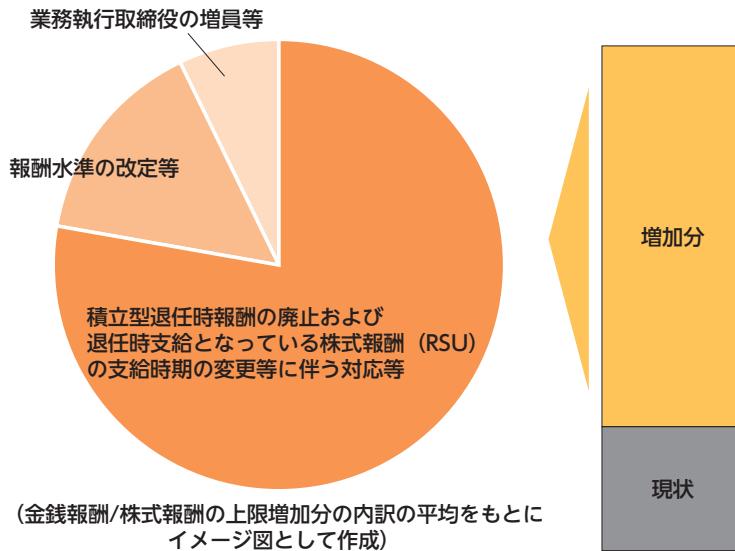
(ウ) 株式報酬（PSU、RSU）の内容

- ・ 株式報酬（PSU、RSU）の内容を後記【株式報酬（PSUおよびRSU）の内容】に記載のとおりに改定いたします。なお、本株式報酬（PSU、RSU）の内容は、2023年3月28日開催の2022年度定時株主総会の第5号議案においてご承認いただいた株式報酬（PSU、RSU）の内容を基本的に引き継いでおり、PSUの算定方法の改定ならびにRSUの支給時期の変更およびRSUの付与対象者の拡大に係る部分以外については、基本的にその内容に変更はございません。

なお、前記3の制度廃止および変更に伴う調整分としての特別RSUにつきましても、本株式報酬の枠内で支給することを予定しております。

- ③ 上記②の株式報酬制度の内容改定に伴う措置として、改定前の株式報酬制度（RSU）の下で、既に対象期間を終了している累積ポイント分に応じた当社株式等について、対象となってきた2名の業務執行取締役に対し支給することとし、具体的な支給時期および方法については取締役会に一任することといたしたく存じます。

### 報酬上限増加分の内訳イメージ図



## 【株式報酬（PSUおよびRSU）の内容】（主な改定部分は下線で示しております。）

### ① PSUとRSUの概要

長期インセンティブ（株式報酬）はPSUとRSU（以下、PSUとRSUをあわせて「本制度」という。）で構成されており、PSUの対象者は業務執行取締役（以下「PSU対象取締役」という。）とし、RSUの対象者は全取締役（業務執行取締役および社外取締役ならびに監査等委員である取締役を含む。以下「RSU対象取締役」といい、前記に定義する「PSU対象取締役」と総称して単に「対象取締役」という。）とします。

本制度は、対象取締役の報酬として当社が拠出する金員を原資として当社が設定した信託を通じて当社株式が取得され、対象取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付等が行われる株式報酬制度です。

### ② 当社が拠出する金員の上限

本制度の信託期間は、2026年5月（予定）から2029年5月（予定）までの3年間とします。

当社は、信託期間に対して、業務執行取締役および社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）への報酬として合計6,803百万円（うち、社外取締役は21百万円）を上限とする信託金および監査等委員である取締役への報酬として合計21百万円を上限とする信託金を拠出し、受益者要件を充足する対象取締役に受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社から取得します。当社は、信託期間中、対象取締役に對するポイント（下記③のとおり。）の付与を行い、本信託はポイントに相当する数の当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて、信託契約の変更を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間に対して、業務執行取締役および社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象として合計6,803百万円（うち、社外取締役は21百万円）および監査等委員である取締役に対象として合計21百万円の範囲内で信託金の追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に對するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、業務執行取締役および社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象として合計6,803百万円（うち、社外取締役は21百万円）および監査等委員である取締役に対象として合計21百万円の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

また、本信託を終了する場合においても、信託期間の満了時に、受益者要件を充足する可能性のある対象取締役に在任している場合には直ちに本信託を終了させずに、当該対象取締役が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。ただし、その場合には対象取締役に對する新たなポイントの付与は行いません。

### ③ 対象取締役に交付等がなされる当社株式等の数の算定方法および上限

業務執行取締役に対しては、PSUおよびRSUの以下の各ポイント算定式に従って算出されるポイントを付与し、社外取締役ならびに監査等委員である取締役に対してはRSUの以下のポイント算定式に従って算出されるポイントを付与します。

また、リテンション等の観点から、業務執行取締役に対してはRSUの一環で、制度廃止および支給時期の変更に伴う影響（税務上の取り扱い変更による影響等を含む実質的な報酬等の経済的価値の変動）の補填を目的としたRSU（特別RSU）が別途付与されることがあります。

付与したポイントは毎年累積し、交付等が行われる株式等の数はポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて、1ポイントにつき当社普通株式1株として決定します。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

#### (1) パフォーマンス・シェア・ユニット制度 (PSU)

各対象期間開始後に、基準ポイントが付与され、対象期間終了後に、当該対象期間における業績目標の達成度に応じて算出される「業績連動ポイント」がPSU対象取締役に付与されます。

≪「業績連動ポイント」算定式≫

基準ポイント（職責別基準金額÷株価※1）×業績連動係数※2

#### (2) リストリクテッド・ストック・ユニット制度 (RSU)

原則として、各対象期間開始後に、以下のポイント算定式をもとに算出されるRSU対象取締役の職責の大きさに応じた「固定ポイント」が付与されます。

≪「固定ポイント」算定式≫

職責別基準金額※3÷株価※1

- ※1 各対象期間における最初の事業年度に開催される当社定時株主総会開催日の前日を起算日とする前1ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均額
- ※2 業績連動係数は、対象期間における業績目標（ROEや売上高等）の達成度に応じて0%から200%の範囲で変動します。
- ※3 特別RSUが付与される場合、必要に応じて一定の金額を職責別基準金額に加算することがあります。

また、対象取締役に付与される対象期間ごとのポイントの総数は、業務執行取締役および社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、2,612,000ポイント相当分（うち、社外取締役12,000ポイント相当分。1ポイント＝当社普通株式1株で換算した場合、2,612,000株（うち、社外取締役は12,000株））を上限とし、監査等委員である取締役に対して12,000ポイント相当分（1ポイント＝当社普通株式1株で換算した場合、12,000株）を上限とします。上記上限の範囲内で、本事業年度は過年度に付与したRSUに係る調整も行います。

本信託が取得する当社株式の総数は、対象期間のポイント数に相当する株式数がそれぞれ上限となります。

④ **対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期**

PSUおよびRSUにかかる当社株式等の交付等の時期は、原則として対象期間終了後となります。

受益者要件を充足した対象取締役は、原則として対象期間終了後に、前記①に基づき算出される累積ポイントに応じた当社株式等の交付等を受けるものとし、このとき、対象取締役は、累積ポイントの一定の割合に相当する数の当社株式について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

⑤ **本制度におけるマルスおよびクローバック制度**

対象取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、対象取締役に対し、本制度における交付予定株式の受益権の没収（マルス）、交付した株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

⑥ **当社株式に関する議決権**

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

⑦ **その他の本制度の内容**

本制度に関するその他の内容については、取締役会において定めます。

以 上

【ご参考：会社役員の報酬】

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を以下に記載のとおりに変更することを決議しております。

a. 役員報酬等の決定に関する方針および方針の決定方法

(a) 業務執行取締役および執行役員

(i) 国籍・経験などの観点から多様性に富む優秀な人材を採用しリテンションすることが可能となる報酬水準・構成とする。

(ii) 利益ある成長の実現にむけて十分なインセンティブとなるよう、業績連動報酬を重視した報酬構成比率とする。

(iii) 中長期的な企業価値向上および株主との利益意識の共有を促進する制度とする。

(b) 監督役員（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役）

経営の監督・監査という役割をふまえた報酬水準・構成とする。

(c) 方針の決定方法

役員報酬等の決定に関する方針については、指名報酬委員会での審議をふまえ、取締役会の承認を経て決定する。

なお、現行の当該方針（取締役報酬等の決定方針）は、2023年2月9日および2025年2月13日ならびに2025年8月1日付取締役会で決議されております。

b. 当社の業務執行取締役および執行役員の報酬に関する内容

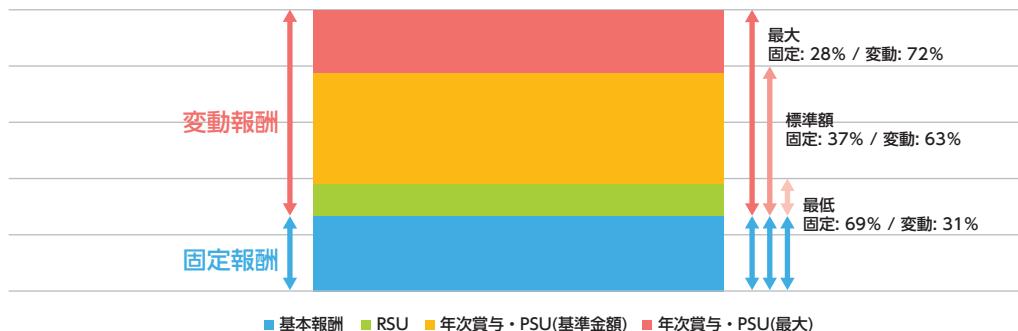
(a) 報酬体系

固定報酬	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職責の大きさに応じて決定した額を、毎月支給。</li> </ul>	<p>左記に記載の報酬における取締役<del>に支給する分については以下を上限とする。</del></p>
変動報酬	年次賞与	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 単年度の業績達成にむけたインセンティブとして毎年一定の時期に支給。</li> <li>● 職責の大きさに応じて標準額を基本報酬の30%～85%程度を目安に設定。</li> <li>● 支給額は単年度の業績達成状況（全社業績および個人評価）に応じて、標準額の0%～<u>200%</u>の範囲で変動。</li> <li>● 取締役報酬等の決定に関する方針に基づき、利益ある成長の実現にむけた動機づけのため、事業利益、販売数量、売上収益を評価指標として採用。</li> <li>● なお、従業員賞与の支給状況等を考慮し、指名報酬委員会における審議によりその必要性が認められた場合には、上記で算出された支給額を増減させることがある。</li> </ul>	<p>取締役（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除く。）の報酬限度額：年額3,200百万円。  <u>（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除き、決議時点の取締役員数は3名）</u>          * 指名報酬委員会で審議し、必要と認められた場合には、諸外国と日本の為替変動に係る補填、住宅手当等、FRINGE BENEFITを3,200百万円の範囲内で支給することがある。</p>

変動報酬	長期インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長期インセンティブとして①PSUおよび②RSUの2種類の株式報酬制度を採用。</li> <li>● 職責の大きさに応じて長期インセンティブ全体(①+②)の基準金額を基本報酬の15%~100%程度を目安に設定。当該基準金額の5割をPSU基準金額、5割をRSU基準金額として設定。</li> <li>● なお、②RSUについては、指名報酬委員会における審議によりその必要性が認められた場合には、リテンション等を目的として上記RSU基準金額相当分とは別に取締役については右記報酬枠を上限として、追加的な付与を行うことがある(特別RSU)。</li> </ul>	<p>左記に記載の報酬における取締役に支給する分については以下を上限とする。</p> <p>取締役報酬枠 (監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除く)：</p> <p>上限株式数は3事業年度を対象として6,782百万円以内・2,600,000株以内。 (監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除き、決議時点の取締役員数は3名)</p>
	① PSU (パフォーマンス・シェア・ユニット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中長期の業績達成に向けたインセンティブとして付与。</li> <li>● 付与から3年後に、3カ年の業績達成状況(全社業績のみ)に応じて、PSU基準金額の0%~200%の範囲で交付株式数を決定。</li> <li>● 納税資金充当等を目的として、交付株式数の一部を金銭で支給。</li> <li>● 取締役報酬等の決定に関する方針に基づき、中長期的な企業価値向上に向けた動機づけのため、連結ROE、連結売上収益成長率を評価指標として採用。</li> </ul>	
	② RSU (リストラクテッド・ストック・ユニット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株主のみならずの価値共有、企業価値向上のインセンティブ、人材のリテンション強化の目的等で付与。</li> <li>● 付与から3年後に、予め定めた数の株式を交付。</li> <li>● 納税資金充当等を目的として、交付株式数の一部を金銭で支給。</li> </ul>	

\* フリンジベネフィットについては、本国以外でのアサインメント遂行を支援することを目的に、指名報酬委員会にて審議し取締役会にて承認された社内規程に基づき諸外国と日本の為替変動に係る補填、住宅手当等を支給しています。

### 【報酬構成イメージ図 (代表取締役社長の場合)】



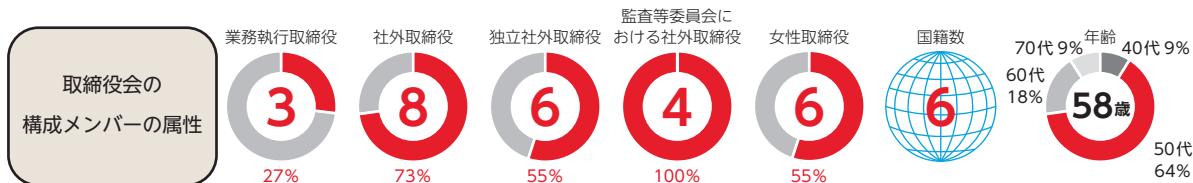
c. 当社の監査等委員でない社外取締役の報酬に関する内容

(a) 報酬体系

固定報酬	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>市場水準を参考に決定した額を、毎月支給。</u></li> </ul>	<p>左記に記載の報酬における取締役を支給する分については以下を上限とする。</p> <p>監査等委員でない社外取締役の報酬限度額：年額100百万円。          (決議時点の監査等委員でない社外取締役員数は4名)          指名報酬委員会で審議し、必要と認められた場合には、役割に応じた手当を100百万円の範囲内で支給することがある。</p>
変動報酬	長期インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>長期インセンティブとしてRSUの株式報酬制度の採用を検討。</u></li> <li>● <u>長期インセンティブの基準金額を基本報酬の20%以内を目安に設定予定。</u></li> </ul>	<p>左記に記載の報酬における取締役を支給する分については以下を上限とする。</p>
変動報酬	RSU (リストラクテッド・ストック・ユニット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>株主のみなさまとの価値共有、企業価値向上のインセンティブの目的等で付与予定。</u></li> <li>● <u>付与から3年後に、予め定めた数の株式を交付。</u></li> <li>● <u>納税資金充当等を目的として、交付株式数の一部を金銭で支給。</u></li> </ul>	<p>監査等委員でない社外取締役：</p> <p>上限株式数は3事業年度を対象として、21百万円以内・12,000株以内。          (決議時点の監査等委員でない社外取締役員数は4名)</p>

## (ご参考) スキル・マトリックス

- ・本株主総会で第2号議案が原案どおり承認可決された場合の当社の取締役会の構成メンバーの属性および専門性・経験は以下のとおりであり、全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。
- ・本表は各取締役候補者が有する全てのスキルを表すものではありません。



氏名	当社における地位 および担当等	専門性					
		企業経営	グローバル ビジネス	飲料・食品 業界	財務/監査	サステナビリティ /CSV	法務/ リスクマネジメント
カリン・ドラガン	代表取締役社長	○	○	○			
ビヨン・イヴァル・ウルゲネス	代表取締役副社長 最高財務責任者 (財務本部長)	○	○	○	○		
荷堂 真紀	代表取締役副社長	○		○		○	
和田 浩子	社外取締役 (独立役員)	○	○			○	
谷村 広和	社外取締役 (独立役員)	○		○		○	
行徳 セルソ	社外取締役 (独立役員)		○	○	○		
磯貝 友紀	社外取締役 (独立役員)	○	○			○	
ステイシー・アプター	社外取締役 (監査等委員)	○	○	○	○		○
濱田 奈巳	社外取締役 (監査等委員) (独立役員)	○	○		○		
サンケット・レイ	社外取締役 (監査等委員)	○	○	○			
佐伯 里歌	社外取締役 (監査等委員) (独立役員)		○				○

参考：取締役が有するスキルの判断基準

- ・当社は、取締役が有する専門性・経験について、以下の基準に基づいて判断することとしています。

項目	○ (該当あり) の基準
企業経営	・CEO等の代表者またはCOO等の最高執行責任者の経験を有する者。
グローバルビジネス	・部門責任者以上の役職位者としてのグローバルビジネスまたはそれに準じる知見を有する者。
飲料・食品業界	・飲料・食品を扱う会社において、部門責任者以上の経験者またはそれに準じる知見を有する者。
財務 / 監査	・財務・会計部門の部門責任者以上の経験者またはそれに準じる知見を有する者。 ・公認会計士等の財務・会計等に関する国家資格を有する者。
サステナビリティ / CSV	・サステナビリティまたはCSV部門の部門責任者以上の経験者またはそれに準じる知見を有する者。
法務 / リスクマネジメント	・法務・リスクマネジメント部門の部門責任者以上の経験者またはそれに準じる知見を有する者。 ・弁護士等の法律等に関する資格を有する者。

# 事業報告

2025年1月1日から2025年12月31日まで

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（2025年1月1日～12月31日、以下「当期」）における国内の清涼飲料市場は、国内経済の緩やかな改善が継続した一方で、物価上昇による消費者マインド低下や、清涼飲料各社の価格改定による需要減少などにより、数量ベースで前期比2%程度の減少となったものとみられます。また、原材料・資材価格の上昇や不安定な為替相場といった外部要因によるコスト上昇圧力により、事業環境は引き続き不透明な状況で推移いたしました。

このようななか、当社は、2025年を「利益成長と基盤強化を両立させる年」と位置づけ、利益の最大化を軸としたトップライン成長戦略や、変革の主要施策を着実に実行することにより、これまでの増益トレンドを維持しつつ、将来にわたって安定的に利益を創出できる強固な成長基盤の構築に取り組んでまいりました。営業分野では、収益性重視の方針のもと、各販売チャンネルにおいて、コアカテゴリーの強化や売場の拡大、効果的なマーケティング活動に取り組んでまいりました。また、収益性改善に向けた重要施策として、5月および10月の2回にわたって製品の価格改定を実施するとともに、製品の出荷価格の維持に努めてまいりました。さらに、ベンディング変革の重点施策として、自動販売機の品揃えを作成するアソートメントシステムを刷新し、利益基準での品揃え最適化を図ることにより、自動販売機への訪問頻度や製品の補充率を改善するなど、自動販売機オペレーションの生産性向上に取り組んでまいりました。サプライチェーン分野では、より高度かつデータドリブンなプロセスの構築により、サプライチェーンネットワークのさらなる進化を図ってまいりました。消費地に近い工場での製品製造をコンセプトとした「地産地消モデル」の推進により、輸送効率を向上させ、輸送距離の削減を図ってまいりました。また、各工場において生産性向上の取り組みを実施し、「地産地消モデル」を支える柔軟な製造体制を構築するとともに、製造キャパシティを拡大してまいりました。S&OP（Sales and Operation Planning）プロセスのさらなる進化に向けては、供給計画の最適化に向けたプラットフォームの導入を進めてまいりました。また、将来の物流ネットワークのさらなる強化に向け、より高度な製品在庫の集約および最適配置を可能とする機能統合型物流センター（IDC：Integrated Distribution Center）の立ち上げを進め、九州エリアで当社初のIDCを稼働させ、製品在庫の集約や営業・物流拠点の統廃合などを迅速に進めてまいりました。バックオフィスおよびITの分野では、アクセンチュア株式会社との合弁会社「ネオアーク株式会社」とともに、業務プロセスの標準化や自動化をさらに推進し、業務効率化を通じて生み出したキャパシティを活用し、外部委託業務を適切に内製化するなど、オペレーションコストの削減に取り組んでまいりました。

社会との共創価値を実現すべく、ESG目標の達成に向けた活動にも継続して注力してまいりました。水資源保全やPETボトルリサイクルの推進に関し、カスタマーや行政との協業を通じて、循環型社会形成による環境負荷の低減やビジネス機会の拡大を図ってまいりました。容器のリサイクルに関しては、自動販売機に併設するリサイクルボックスから回収する空容器の水平リサイクル「ボトルtoボトル」や「CAN to CAN」の実施エリアを拡大するなど、取り組みを推進してまいりました。また、脱炭素に貢献する次世代バイオ燃料「リニューアブルディーゼル」を活用した大型トラックの走行試験や、茶かす・コーヒーかすを使ったクリーン電力の生成および回収した高純度CO<sub>2</sub>を製造動力に利用する実証実験を開始するなど、将来の環境負荷低減に向けた投資も進めてまいりました。人的資本の強化に向けては、持続的な成長に向け刷新した人事戦略の策定2年目として、戦略実行のための「人材と組織の強化」と、社員のポテンシャルを最大限に引き出す「社員のウェルビーイングを促進するカルチャーの醸成」を両輪に取り組みを進めてまいりました。女性管理職比率向上に向け、採用・育成・定着の各段階でパイプライン強化に取り組んだことにより、女性管理職比率の目標10%を早期に達成いたしました。さらに、人材開発および自己啓発支援の強化により、研修および能力開発の社員1人当たり平均金額を前期比32%向上させました。また、DE&I (Diversity, Equity & Inclusion) の推進や、共働き・共育で支援、柔軟な働き方の推進などにも取り組んでまいりました。これらを含む、当社のESGの取り組みは高く評価されており、当社は「FTSE4Good Index Series」「FTSE JPX Blossom Japan Index」をはじめとする、各種インデックスの構成銘柄に選定されています。また、8月に、中期経営計画「Vision 2028」を上方修正し、株主価値のさらなる増大を目指した新中期経営計画「Vision 2030」をスタートさせることを決定いたしました。新たな要素として、長期的な成長計画の共同策定を含めた日本コカ・コーラ株式会社とのさらなる協業や、説明責任を明確にした複数のビジネスユニットによる事業運営、ペンディング事業における利益基盤の再構築および世界最大の小売業者としてのマインドセットでの運営、当社史上最大規模の株主還元などを織り込み、2030年に、過去最高益の約2倍となる事業利益800億円以上、資本コストの約2倍となるROIC（投下資本利益率）10%以上といった意欲的な目標の達成を目指してまいります。

(参考)

事業利益は、事業の経常的な業績をはかるための指標であり、売上収益から売上原価ならびに販売費及び一般管理費を控除するとともに、その他の収益およびその他の費用のうち経常的に発生する損益を加減算したものであります。営業利益との対応は以下のとおりです。

区分	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
売上収益	(百万円) 892,681	893,805
販売数量	(百万ケース) 501	501
売上総利益	(百万円) 402,450	399,304
販売費及び一般管理費	(百万円) 389,534	373,475
その他の収益 (経常的に発生した収益)	(百万円) 927	662
その他の費用 (経常的に発生した費用)	(百万円) 1,812	2,071
持分法による投資利益	(百万円) 16	105
事業利益	(百万円) 12,046	24,525
その他の収益 (非経常的に発生した収益)	(百万円) 5,487	1,323
その他の費用 (非経常的に発生した費用)	(百万円) 4,143	98,233
営業利益 (△は損失)	(百万円) 13,390	△72,385

連結売上収益は、893,805百万円（前期と比べ1,124百万円、0.1%の増加）となりました。販売数量は、消費環境が当初想定以上に厳しい状況となったなか、マイナス成長であった市場を上回ってほぼ前年並みとなりました。そのようななか、価格改定の効果としてケース当たり納価が改善し、チャンネルミックス変化の影響を受けたものの、前期比減少を見込んでいた売上収益は11月に発表した修正計画を上回り、前期並みとなりました。

連結事業利益は、24,525百万円（前期と比べ12,480百万円、103.6%の増加）となりました。売上収益増加による利益貢献に加え、変革を通じたコスト削減や、製造効率向上の効果などが、収益性改善に貢献いたしました。事業利益は、当初計画を23%上回り、期中に2度上方修正した計画をさらに上回る形で、前期比2倍を超える水準を達成いたしました。

連結営業利益は、前期と比べ85,775百万円減少し、72,385百万円の損失（前期の連結営業利益は13,390百万円）となりました。これは、事業利益が前期と比べ増加した一方で、第2四半期（4月1日～6月30日）に、ベンディング事業において、将来の最適な資本配分を実現するために、固定資産の再評価を実施し、キャッシュアウトをともなわない減損損失を計上したことによるものです。なお、当期のその他の収益（非経常）には、バランスシートの最適化を進める過程で計上した有形固定資産売却益1,250百万円が含まれております。また、その他の費用（非経常）には、前述のベンディング事業における減損を主因とした減損損失90,497百万円や、希望退職プログラム実施にともなう特別退職加算金3,433百万円、抜本的な変革の実行に係る事業構造改善費用3,634百万円などが含まれております。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、営業利益が前期と比べ減少したことなどから、前期と比べ58,072百万円減少し、50,763百万円の損失（前期の親会社の所有者に帰属する当期利益は7,309百万円）となりました。

<販売数量動向（増減率は前期比）>

通期の販売数量は、価格改定による需要へのマイナス影響があったものの、コアカテゴリーの強化や売場の拡大、効果的なマーケティング活動などに取り組んだことにより、市場の成長率を上回って前期並みとなりました。また、価格改定の効果として、ケース当たり納価は、前期に続き、すべてのチャンネルにおいて改善いたしました。

チャンネル別では、スーパーマーケットでは、新製品を最大活用した売場獲得活動などに取り組んだものの、価格改定や、前期の南海トラフ地震臨時情報発表による数量急増の反動影響等により、大型PETボトル製品の販売数量が減少し、2%減となりました。ドラッグストア・量販店においては、スーパーマーケット同様、価格改定等による数量減少影響を受けたものの、第4四半期（10月1日～12月31日）における飲料業界の一時的な供給不足を背景とした特需の影響等により、販売数量は2%増となりました。コンビニエンスストアでは、新製品やカスタマー限定製品の展開強化に加え、カスタマーに応じた効果的なマーケティング活動を実施したものの、厳しい競争環境の継続や、リベートを含めた販促費のコントロールを戦略的に実施した影響などから、収益性が改善した一方で、販売数量は5%減となりました。ベンディングでは、スマホアプリ「Coke ON」を通じた効果的なキャンペーン実施など、デジタル活用による需要取り込み策の効果は得られたものの、市場の縮小傾向継続や、価格改定による数量減少が響き、販売数量は5%減となりました。一方、ベンディングのケース当たり納価は、価格改定により前期と比べ90円改善いたしました。オンラインでは、品揃えの強化やカスタマーと連携した定期便ユーザーの獲得に向けた施策等が奏功し、販売数量は17%増となりました。フードサービスでは、カスタマーごとの取り扱い製品拡大施策や新規取引獲得活動の効果により、価格改定等で収益性を改善しながらも、9%の数量成長を実現いたしました。



清涼飲料の製品カテゴリー別では、炭酸は、飲食店やオンライン等における「コカ・コーラ」「コカ・コーラゼロ」の成長に加え、「ファンタ」「Sprite」の貢献もあり、販売数量は5%増となりました。茶系は、前期にフルリニューアル成功により2桁成長となった「綾鷹」の販売数量が、「綾鷹 濃い緑茶」などの複数製品の発売・リニューアルによりさらに成長し、2%増となったことに加え、リニューアルした「紅茶花伝」の貢献もあり、価格改定等の影響を受けるなかにおいても、数量は1%増となりました。コーヒーは、「ジョージア」の新製品導入やキャンペーン実施の効果に加え、中型PETボトル製品の成長による貢献があったものの、価格改定による影響が大きく、缶・ボトル缶製品の数量が減少したことなどにより、販売数量は1%減となりました。水は、価格改定や前期の特需の反動が大きく影響し、販売数量は10%減となりました。スポーツは、オンラインでは成長したものの、スーパーマーケットやドラッグストア・量販店での価格改定を背景とした大型PETボトル製品の数量減少が響き、4%減となりました。果汁は、価格改定によりケース当たり納価の改善を進めるなか、飲食店等における「ミニッツメイド オレンジ」の拡販が貢献するなど、販売数量は6%増となりました。

アルコールカテゴリーは、「檸檬堂」ブランドの複数製品のリニューアルに加え、新製品「ジャックダニエル&カナダドライ ジンジャーハイボール」の発売など、カテゴリーの強化に取り組んだものの、厳しい市場環境の影響により、販売数量は15%減となりました。



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は総額400億円であります。

その主なものは次のとおりであり、いずれもベンディング事業、OTC事業およびフードサービス事業におけるものであります。

- a. 自動販売機、クーラー等販売機器取得
- b. 製造効率の改善および新製品対応設備

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特に記載すべき事項はありません。

## (4) 財産および損益の状況

区分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上収益 (百万円)	807,430	868,581	892,681	893,805
事業利益 (△は損失) (百万円)	△14,443	2,025	12,046	24,525
営業利益 (△は損失) (百万円)	△11,513	3,441	13,390	△72,385
親会社の所有者に帰属する当期利益 (△は損失) (百万円)	△8,070	1,871	7,309	△50,763
基本的1株当たり当期利益 (△は損失) (円)	△45.00	10.43	40.76	△296.51
資産合計 (百万円)	826,737	844,832	804,153	698,486
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	476,216	469,847	466,203	379,892
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	2,655.38	2,618.49	2,623.62	2,292.46

- (注) 1. 基本的1株当たり当期利益 (△は損失) は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり親会社所有者帰属持分は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
2. 当社は、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を基本的1株当たり当期利益 (△は損失) および1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、期中平均株式数および期末株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

## (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において、特に記載すべき事項はありません。

## (6) 対処すべき課題

国内清涼飲料市場の今後の見通しにつきましては、物価上昇による消費者マインド低下の継続や、清涼飲料各社の価格改定による需要減少などの影響を受けるものとみており、2026年の市場規模は数量ベースで2025年と比べ減少すると見込んでおります。また、原材料・資材価格や為替相場の見通しは引き続き不透明であり、さらなる物価上昇や外部要因によるコスト上昇圧力が想定されるなど、当社にとって厳しい環境が継続すると考えられます。

このような状況のなか、当社は、2025年8月に発表した新中期経営計画「Vision 2030」の初年度である2026年を「意欲的な中長期目標の達成に向け大きく前進する年」と位置づけ、ビジネスユニットごとの事業運営による競争力向上や収益性改善、変革を通じた事業基盤のさらなる強化に取り組み、収益性と資本効率の向上を図ってまいります。また、事業の成長とあわせて、株主還元を拡充することにより、株主価値のさらなる増大を目指してまいります。

営業分野では、ビジネスユニットごとの事業運営により、コアカテゴリへの投資や、価格改定を含めた収益性重視の営業活動、テクノロジーを駆使したベンディングチャネルのさらなる変革、最適な製品ポートフォリオとマーケティングプランを通じた市場実行力の強化など、利益をともなうトップライン成長に向けた取り組みに注力してまいります。ビジネスユニット別の主な取り組みとしましては、ベンディング事業では、収益性改善につながる自動販売機の設置の加速や、オペレーション効率化とネットワークの最適化、中長期的な利益成長につながるデジタル投資など、テクノロジーを活用した変革により、利益基盤の再構築を加速させてまいります。OTC（手売り）事業では、消費者ニーズにあわせたコア製品の強化による売場の拡大や、ROIに基づく最適な販促投資の実行、キーカスタマーとのさらなる連携強化などに取り組み、持続的で質の高い利益成長の基盤を構築してまいります。フードサービス事業では、カスタマーへの意欲的な価値提案や、エリアごとの成長業態を見極めた効果的かつ効率的な活動により、飲用機会を拡大し、持続的な成長を実現してまいります。また、ビジネスユニット横断で、成長のドライバーとなる強力なパートナーシップとして、引き続き、日本コカ・コーラ株式会社との連携強化を図ってまいります。



サプライチェーン分野では、引き続き、製造と物流の両面で「地産地消モデル」を通じてさらなる生産性向上を実現する戦略に注力し、需要主導型で機敏な供給対応を強化してまいります。物流面では、機能統合型物流センター（IDC）の導入により、営業・物流拠点の統廃合をさらに推し進め、ネットワークの全体最適を追求してまいります。また、製造面では、下期に埼玉工場において新たなアセプティック製造ラインの稼働を予定しており、それにより、関東地区全体の製造能力向上を図ってまいります。さらに、2025年12月に導入した新たなサプライチェーン計画プラットフォームを、S&OP（Sales and Operations Planning）プロセスの基盤として2026年に定着させ、詳細なデータや分析機能を活用することにより、プロセスのさらなる改善に努めてまいります。加えて、新たな輸送管理システムの設計および実装、倉庫管理システムの評価も進めてまいります。これらのテクノロジープラットフォームをサプライチェーン分野における「Vision 2030」の実現を加速するための基盤として活用し、生産性のさらなる向上やプロセス改善を図ることにより、ROICの改善に貢献してまいります。

バックオフィスおよびITの分野では、各種ITシステムやデータの統合や、テクノロジーを活用した業務効率化などにより、データドリブン経営のさらなる推進を目指し、強固な基盤の構築を継続してまいります。加えて、設備投資の適切な管理やバランスシートの改善などにも取り組み、資本効率の向上を図ることにより、「Vision 2030」で掲げるROICの改善に注力してまいります。持続的な成長に資するサステナビリティ戦略や人的資本経営の推進にも注力してまいります。



# TOPICS

## 新中期経営計画「Vision 2030」を発表

-2028年目標を上方修正し、意欲的な2030年目標を新たに設定

- ・過去最高益の約2倍の事業利益800億円以上
- ・資本コストの約2倍のROIC 10%以上

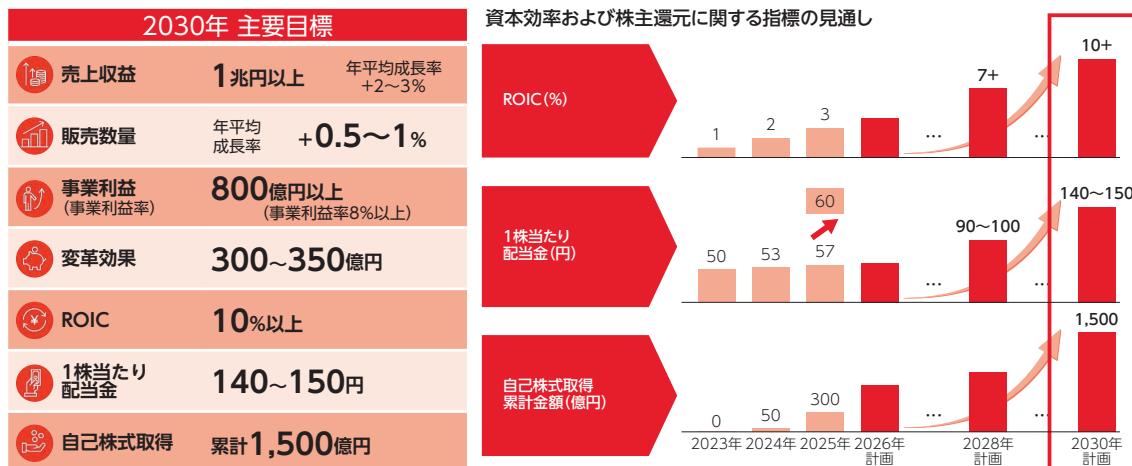
-当社史上最大規模の株主還元を計画

- ・2030年の1株当たり配当金:140~150円
- ・自己株式取得:2025年11月より300億円

2030年までの累計で1,500億円

当社は、2023年8月に発表した中期経営計画「Vision 2028」で掲げる主要施策が確実に前進して成果を残してきたことから、今後のさらなるビジネスの成長を目指すべく、意欲的な目標として2026年から2030年までを対象とする新たな中期経営計画「Vision 2030」を策定しました。

「Vision 2030」では、企業成長と株主価値向上の両立を図り、2030年に事業利益800億円以上、ROIC10%以上という力強い利益成長を図るとともに、2030年までの累計で1,500億円の自己株式取得や2030年の1株当たり配当金140~150円を目指した意欲的な増配といった当社史上最大規模の株主還元を実施してまいります。



## 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)への参画



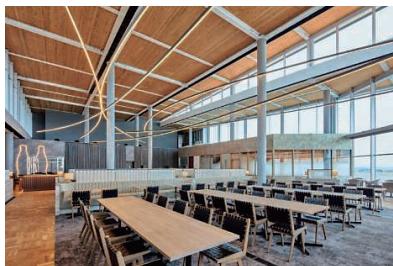
当社は、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）において、シグネチャーパビリオン「いのちめぐる冒険」に協賛するとともに、協賛企業と連携した市民参加型の生態系データ収集プロジェクトを実施するなど、当社のマテリアリティの一つである「持続可能な生物資源の保全」に向けた取り組みを行いました。

また、ロイヤルホールディングスとともにレストラン「ラウンジ&ダイニング」を出店し、「コカ・コーラ」の世界観とともに、上質な料理およびサービスを提供しました。同施設では、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）推進の視点から、多様な嗜好に配慮した食事の提供に加え、外出が困難な方々が個性や能力を発揮できる社会の実現を目指し、分身ロボットを導入することで、自宅から遠隔操作で接客できる環境を提供しました。

さらに、新たなエネルギーとして期待が高まる水素を動力源とし、富士電機と世界で初めて開発した※「水素カートリッジ式発電自販機」を設置し、多くの来場者に稼働時にCO<sub>2</sub>を排出しない「未来の自動販売機」を体験いただきました。そのほか、国内同業他社と協働でPETボトルの水平リサイクル（ボトルtoボトル）を実施するなど、当社事業に付随する社会課題解決の手法について、他企業とも連携しながらさまざまな実証を行いました。

当社は、「未来社会の実験場」をコンセプトとした大阪・関西万博で得られた知見と経験を生かし、今後の企業価値向上および持続的な成長機会の創出につなげてまいります。

※富士電機株式会社調べ



シグネチャーパビリオン「いのちめぐる冒険」、会場内レストラン「ラウンジ&ダイニング」、水素カートリッジ式発電自販機

## ESGの優れた取り組み

### ESG投資指数「FTSE4Good Index Series」、 「FTSE JPX Blossom Japan Index」、 「FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index」の構成銘柄に継続選定

当社は、ESG（環境、社会、ガバナンス）投資における代表的な指数である「FTSE4Good Index Series」、 「FTSE JPX Blossom Japan Index」 および 「FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index」 の構成銘柄に継続選定されています。

これらの指数は、グローバルインデックスプロバイダーであるFTSE Russellによって作成され、コーポレートガバナンス、健康と安全性、腐敗防止、気候変動などの分野で企業の取組を評価するものです。ESGに優れた対応を行う企業のパフォーマンスを測定することを目的として設計されており、サステナブル投資のファンドやその他の金融商品の作成・評価に広く利用されています。構成銘柄に選定される企業は、環境、社会、ガバナンスに関する多様な基準を満たしていると評価されています。

なお、「FTSE JPX Blossom Japan Index」 および 「FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index」 は年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が選定するESGパッシブ運用のベンチマークとして採用されています。



<https://www.ccbj-holdings.com/news/detail.php?id=1728>

### 「PRIDE指標2025」最高評価「ゴールド」認定5年連続受賞、「レインボー」認定4年連続受賞 多様な人材が能力を発揮できるインクルーシブな環境づくり

2025年11月、当社はLGBTQ+に関する取り組みを評価する「PRIDE指標2025」において、最高位である「ゴールド」認定を5年連続で受賞しました。また、LGBTQ+に関する理解促進や権利擁護のためのセクターを超えた協働を推進する企業を評価する「レインボー」認定も4年連続受賞しました。これらの評価は、性的指向、性自認、性表現にかかわらず、全ての社員が安心して働ける職場づくりを進めてきた取り組みが継続的に高く評価されたものです。

当社は障がいの有無にかかわらず、社員一人ひとりが能力を発揮できる環境づくりに取り組んでいます。2025年には、障がいのある人材の多様な活躍の場を増やすことを目的に設立したチーム「ゆらぼ」が本格始動しました。PCのスキルを活かした業務を中心に、発達障がいや精神障がいのある社員が得意分野や適性に応じてチームで業務を担っています。また、パラアスリートやデフアスリートの雇用とサポートを行い、業務と競技の両立を支援しています。さらに、障がいへの理解を深めるため、「Disability Week」を開催し、適切なマインドとアクションを身につけるユニバーサルマナー検定には合計575名の社員が合格しています（2025年12月現在）。

当社は今後も、多様な個性が尊重され、あらゆる人が活躍できる企業文化の醸成を通じて、社会により大きな価値を提供してまいります。



<https://www.ccbji.co.jp/news/detail.php?id=1775>

## 持続可能な水資源保全の取り組み強化

-CDP2025「水セキュリティ」の分野で最高評価Aリストに3年連続選定

-「水循環企業登録・認証制度」の水循環ACTIVE企業に2年連続認証

当社は、かけがえのない「水」を主原料に使用し事業活動を行う企業として、製造に使用する水の削減や再利用、適切な処理に努めるとともに、豊かな水資源を次世代へ引き継ぐために、地域社会と協働し持続可能な水資源の保全に取り組んでいます。

こうした活動が総合的に評価され、CDP2025「水セキュリティ」分野で最高評価であるAリストに3年連続で選定されました。CDPは企業の環境情報開示におけるグローバルスタンダードとして広く認知されており、Aリスト選定は、当社の高度な水リスク管理、透明性の高い情報開示、流域との積極的な関与が世界的に評価されたことを示します。

また、直近3年以内に水循環に資する取り組みを実施している企業として、内閣官房水循環政策本部事務局による令和7年度「水循環企業登録・認証制度」において、水循環ACTIVE企業（「水量水質カテゴリ」および「人材資金カテゴリ」）に2年連続で認証されました。

当社は今後も、事業と地域の持続可能性を支える水資源保全に積極的に取り組み続けていきます。

CDP

<https://www.ccbj-holdings.com/news/detail.php?id=1801>

ACTIVE

<https://www.ccbji.co.jp/news/detail.php?id=1776>



水循環  
認証  
ACTIVE

## 製造工程で発生する茶かす・コーヒーかす由来のバイオマスからグリーン電力と高純度CO2を回収し、製造動力として活用する実証実験を開始

当社は、循環型社会の実現に向け、製造工程で発生する茶かす・コーヒーかすなどのバイオマスを高付加価値で再資源化する取り組みを進めています。

本取り組みでは、ライノフラックス株式会社（京都市、代表取締役CEO：間澤 敦）が開発した「湿式ケミカルルーピング技術」（注1）を活用し、当社工場で発生するバイオマスからグリーン電力および純度99.9%の高純度CO<sub>2</sub>を回収し、製造動力としての再利用を目指します。2026年より京都工場の製造過程で発生する茶かす・コーヒーかすを、小規模実証機による連続処理を行い、1kW規模の発電および高純度CO<sub>2</sub>回収性能を評価しています。同技術は湿潤バイオマスに対応し、工場敷地内での処理が可能な省スペース構造で、運搬に伴うコストやCO<sub>2</sub>排出削減にも寄与します。

当社は全17工場でリサイクルを推進しており、茶かす・コーヒーかすは2024年末時点でリサイクル率100%を達成しています。先進技術の活用により、これらを製造プロセスへ還流させるさらなる循環の高度化を図り、引き続き資源の有効活用と排出物削減に取り組んでまいります。

（注1）湿式ケミカルルーピング技術

水溶液中の金属イオンの酸化・還元反応を利用して、バイオマスから電力とCO<sub>2</sub>を高効率かつ経済的に回収するものです。従来の技術と比較して湿潤原料にも対応できることや発電効率が高いこと、また、プラントが小規模であるため運用したい敷地にプラント設置することが可能です。詳しくは、ライノフラックス株式会社Webサイトよりご確認ください。<https://rhinoflux.com/>

<https://www.ccbji.co.jp/news/detail.php?id=1766>



## (7) 重要な子会社の状況 (2025年12月31日現在)

名称	資本金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	100	100.0	飲料・食品の製造・販売
FVジャパン株式会社	100	100.0	飲料・食品の販売
コカ・コーラ ボトラーズジャパンベンディング株式会社	80	100.0	自動販売機のオペレーション
コカ・コーラ ボトラーズジャパンビジネスサービス株式会社	80	100.0	飲料・食品の販売等に関する事務処理等
ネオアーク株式会社	20	81.0	事務処理の受託・コンピュータ・システムの開発等

(注) 1. 議決権比率は、子会社を通じた間接保有分を含んでおります。

2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区赤坂九丁目7番1号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額	342,561 百万円
当社の総資産額	418,543 百万円

## (8) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社は、ザ コカ・コーラ カンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結しており、当社グループは以下の事業を行っております。

ベンディング事業

OTC事業

フードサービス事業

セグメントの名称	事業内容
ベンディング事業	日本のベンディングチャンネルにおける飲料等の仕入、製造・販売、ボトリング、パッケージング、流通およびマーケティングならびにその他の自動販売機関連事業
OTC事業	日本のスーパーマーケット・ドラッグストア・量販店・コンビニエンスストア・オンライン等のOTC（手売り）チャンネルにおける飲料等の仕入、製造・販売、ボトリング、パッケージング、流通およびマーケティング事業
フードサービス事業	日本のレストラン・フードサービスチャンネルにおける飲料等の仕入、製造・販売、ボトリング、パッケージング、流通およびマーケティング事業

## (9) 主要な拠点等 (2025年12月31日現在)

### a. 当社の所在地

東京都港区赤坂九丁目7番1号

### b. 主要な子会社の本社所在地

名称	所在地
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	東京都港区
FVジャパン株式会社	東京都豊島区
コカ・コーラ ボトラーズジャパンベンディング株式会社	東京都新宿区
コカ・コーラ ボトラーズジャパンビジネスサービス株式会社	東京都港区
ネオアーク株式会社	東京都港区

### c. 主要な生産拠点

蔵王工場（宮城県）、茨城工場（茨城県）、岩槻工場（埼玉県）、埼玉工場（埼玉県）、多摩工場（東京都）、海老名工場（神奈川県）、白州工場（山梨県）、東海工場（愛知県）、京都工場（京都府）、明石工場（兵庫県）、大山工場（鳥取県）、広島工場（広島県）、小松工場（愛媛県）、基山工場（佐賀県）、鳥栖工場（佐賀県）、熊本工場（熊本県）、えびの工場（宮崎県）

### d. 販売拠点

南東北、関東、甲信越、中部、近畿、中国、四国および九州地方の1都2府35県の各地。

## (10) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
12,667名	1,417名減少

(注) 従業員数は就業人員を記載しております。

## (11) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,456百万円
株式会社三井住友銀行	1,544百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- a. 発行可能株式総数 500,000千株
- b. 発行済株式の総数 165,714千株  
 (注) 普通株式の発行済株式の総数には、自己株式 (2,820千株) ならびに役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式 (1,179千株) および株式付与 E S O P 信託が保有する当社株式 (1,556千株) は含まれておりません。
- c. 株主数 73,479名
- d. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本コカ・コーラ株式会社	27,956	16.60
THE COCA-COLA EXPORT CORPORATION	16,919	10.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	16,260	9.65
公益財団法人市村清新技術財団	5,295	3.14
J P モルガン証券株式会社	4,932	2.93
株式会社千秋社	4,088	2.43
コカ・コーラ ホールディングズ・ウエストジャパン・インク	4,075	2.42
薩摩酒造株式会社	3,848	2.28
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,012	1.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,646	1.57

(注) 上記のほか当社が自己株式2,820千株を保有しておりますが、議決権がないため上記大株主の状況には含めておりません。  
 なお、当該自己株式には役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式1,179千株および株式付与 E S O P 信託が保有する当社株式1,556千株は含まれておりません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 (2025年12月31日現在)

区分	株式数	交付対象者
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)	82,273株	2名

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 会社役員の状態

##### a. 取締役の状態 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	カリン・ドラガン	社長 コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)代表取締役社長 最高経営責任者
代表取締役	ビヨン・イヴァル・ウルゲネス	副社長 兼 最高財務責任者 (財務本部長) コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 代表取締役副社長 最高財務責任者 兼 財務本部長 コカ・コーラ ボトラーズジャパンビジネスサービス(株) 代表取締役会長 兼 社長 ネオアーク(株) 代表取締役 (株)onEQuest 代表取締役
取締役	和田 浩子	Office WaDa代表
取締役	谷村 広和	みちのくコカ・コーラボトリング(株)代表取締役社長
取締役	行徳 セルソ	ネオアーク(株) 取締役 (株)JERA 常務執行役員 CIO兼CISO
取締役 (監査等委員)	ステイシー・アプター	THE COCA-COLA COMPANY シニアヴァイスプレジデント & トレジャーリー兼コーポレート・ファイナンス本部長 SYNOVUS FINANCIAL CORP. 取締役
取締役 (監査等委員)	濱田 奈巳	マイル・ハイ・キャピタル(株)共同創業者マネージング・ディレクター メットライフ生命保険(株)社外取締役 (監査委員、指名委員、報酬委員) (株)島津製作所社外取締役
取締役 (監査等委員)	サンケット・レイ	THE COCA-COLA COMPANY インド・南アジアユニット プレジデント
取締役 (監査等委員)	佐伯 里歌	モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 オブ・カウンセル

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- 2025年3月26日開催の2024年度定時株主総会において、佐伯里歌氏は新たに取締役 (監査等委員) に選任され就任いたしました。
- 2025年3月26日開催の2024年度定時株主総会終結の時をもって、吉岡浩氏は取締役 (監査等委員) を退任いたしました。
- 取締役 和田浩子、谷村広和および行徳セルソならびに取締役 (監査等委員) ステイシー・アプター、濱田奈巳、サンケット・レイおよび佐伯里歌の7氏は社外取締役であります。
- 取締役 和田浩子および行徳セルソならびに取締役 (監査等委員) 濱田奈巳および佐伯里歌の4氏については、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」として届出を行っております。
- 取締役 (監査等委員) 濱田奈巳氏は、自身でファイナンスに関するコンサルティング会社を経営するなど、財務および経営に関する豊富な経験を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会が内部統制システムを活用した組織的な監査を実施しており、必ずしも常勤者の選定を必要とされていないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

#### b. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、社外取締役に限らず、取締役として有用な人材の招聘を行うことができるよう定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社と取締役 和田浩子、谷村広和、行徳セルソ、ステイシー・アプター、濱田奈巳、サンケット・レイおよび佐伯里歌の7氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

#### c. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役であるものを含む。）および当社グループの執行役員がその期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、取締役および執行役員として有用な人材の招聘を行うことができるよう、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。

その契約の内容の概要は、代表取締役 カリン・ドラガンおよびビヨン・イヴァル・ウルゲネスならびに取締役 和田浩子、谷村広和、行徳セルソ、ステイシー・アプター、濱田奈巳、サンケット・レイおよび佐伯里歌の9氏ならびに当社グループの執行役員を被保険者として、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。

## (2) 会社役員の報酬

### a. 役員報酬等の決定に関する方針および方針の決定方法

#### (a) 業務執行取締役および執行役員

- (i) 国籍・経験などの観点から多様性に富む優秀な人材を採用しリテンションすることが可能となる報酬水準・構成とする。
- (ii) 利益ある成長の実現にむけて十分なインセンティブとなるよう、業績連動報酬を重視した報酬構成比率とする。
- (iii) 中長期的な企業価値向上および株主との利益意識の共有を促進する制度とする。

#### (b) 監督役員（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役）

経営の監督・監査という役割をふまえた報酬水準・構成とする。

#### (c) 方針の決定方法

役員報酬等の決定に関する方針については、指名報酬委員会での審議をふまえ、取締役会の承認を経て決定する。

なお、現行の当該方針（取締役報酬等の決定方針）は、2023年2月9日、2025年2月13日および2025年8月1日付取締役会で決議されております。

### b. 当社の業務執行取締役および執行役員の報酬に関する内容と手続き

#### (a) 報酬体系

固定報酬	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職責の大きさに応じて決定した額を、毎月支給。</li> <li>● 毎年基本報酬の10%の金額を積み立て、退任時にその累積額を算出し支給。</li> <li>● CCBJHグループに重大な損害を与えた場合もしくは懲戒の対象となった場合は、支給額を減額または不支給とすることができる。また、特に功労があったと認められる場合には、特別加算を行うことができる。なお、減額・不支給および特別加算については、指名報酬委員会での審議をふまえ、取締役会の承認を経ることとする。</li> </ul>	<p>左記に記載の報酬における取締役を支給する分については以下を上限とする。</p> <p>取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額：  年額850百万円（当社2019年度定時株主総会決議第5号議案にて承認）。</p> <p>（監査等委員である取締役を除き、決議当時の取締役員数は5名）</p> <p>*指名報酬委員会で審議し、必要と認められた場合には、諸外国と日本の為替変動に係る補填、住宅手当等、フリンジベネフィットを850百万円の範囲内で支給することがある。</p>
	積立型退任時報酬		
変動報酬	年次賞与	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 単年度の業績達成にむけたインセンティブとして毎年一定の時期に支給。</li> <li>● 職責の大きさに応じて標準額を基本報酬の30%～85%程度を目安に設定。</li> <li>● 支給額は単年度の業績達成状況（全社業績および個人評価）に応じて、標準額の0%～150%の範囲で変動。</li> <li>● 取締役報酬等の決定に関する方針に基づき、利益ある成長の実現にむけた動機づけのため、事業利益、販売数量、売上収益を評価指標として採用。</li> <li>● なお、従業員賞与の支給状況等を考慮し、指名報酬委員会における審議によりその必要性が認められた場合には、上記で算出された支給額を増減させることがある。</li> </ul>	

変動報酬	長期インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長期インセンティブとして①P S Uおよび②R S Uの2種類の株式報酬制度を採用。</li> <li>● 職責の大きさに応じて長期インセンティブ全体(①+②)の基準金額を基本報酬の15%~100%程度を目安に設定。当該基準金額の5割をP S U基準金額、5割をR S U基準金額として設定。</li> <li>● なお、②R S Uについては、指名報酬委員会における審議によりその必要性が認められた場合には、リテンション等を目的として上記R S U基準金額相当分とは別に取締役については右記報酬枠を上限として、追加的な付与を行うことがある(特別R S U)。</li> </ul>	<p>左記に記載の報酬における取締役に支給する分については以下を上限とする。</p> <p>取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬枠:          上限株式数は3事業年度を対象として2,880百万円以内・1,800,000株以内(当社2022年度定時株主総会決議第5号議案にて承認)。          (監査等委員である取締役を除き、決議当時の取締役員数は5名)。</p>
	① P S U (パフォーマンス・シェア・ユニット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中長期の業績達成に向けたインセンティブとして付与。</li> <li>● 付与から3年後に、3ヵ年の業績達成状況(全社業績のみ)に応じて、P S U基準金額の0%~150%の範囲で交付株式数を決定(ただし交付株式数の半数は納税資金に充当することを目的として金銭で支給)。</li> <li>● 納税資金充当等を目的として、交付株式数の一部を金銭で支給。</li> <li>● 取締役報酬等の決定に関する方針に基づき、中長期的な企業価値向上に向けた動機づけのため、連結R O E、連結売上収益成長率を評価指標として採用。</li> </ul>	
	② R S U (リストラクテッド・ストック・ユニット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株主のみならずとの価値共有、企業価値向上のインセンティブ、人材のリテンション強化の目的で付与。</li> <li>● 退任時に予め定めた数の株式を交付(ただし交付株式数の半数は納税資金に充当することを目的として金銭で支給)。</li> <li>● 納税資金充当等を目的として、交付株式数の一部を金銭で支給。</li> </ul>	

\*フリンジベネフィットについては、本国以外でのアサイメント遂行を支援することを目的に、指名報酬委員会にて審議し取締役会にて承認された社内規程に基づき諸外国と日本の為替変動に係る補填、住宅手当等を支給しています。

## (b) 報酬決定プロセス

当社の業務執行取締役の報酬については、報酬決定手続きの透明性・客観性を高めるため、社外取締役のみで構成する指名報酬委員会において報酬内容について審議し、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会にて承認を受けた「取締役報酬等の決定方針」の基準に基づき、取締役会決議により代表取締役社長（カリン・ドラガン）へ委任し、代表取締役社長が業績連動報酬の額を含む各業務執行取締役の報酬を決定します。委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるように、当該内容は、指名報酬委員会の審議を経て決定しております。また、執行役員の報酬についても、指名報酬委員会における審議を経て決定しております。そのため、取締役会はこれらの報酬の内容について上記決定方針に沿うものであると判断しております。

### (i) 取締役会の活動内容

2025年度の役員報酬の決定に関する取締役会の活動内容は以下のとおりです。

①2025年1月から2025年12月の1年間における取締役会の開催回数：6回

②2025年度役員報酬および役員報酬制度に関して取締役会で協議された主な内容

- ・取締役・執行役員への2024年賞与支給および 2022年パフォーマンス・シェア・ユニット支給の件
- ・2025年取締役(監査等委員である取締役を除く)および執行役員報酬決定の件
- ・2025年取締役および執行役員に付与される基準株式数について
- ・任意の指名報酬委員会設置の件
- ・指名報酬委員会設置に伴う報酬の方針の件
- ・執行役員異動の件
- ・業務執行取締役の報酬改定
- ・特別RSUの支給
- ・新任執行役員の報酬

### (ii) 監査等委員会の活動内容

2025年度の役員報酬の決定に関する監査等委員会の活動内容は以下の通りです。

①2025年1月から2025年12月の1年間における監査等委員会の開催回数：5回

②2025年度役員報酬および役員報酬制度に関して監査等委員会で協議された主な内容

- ・取締役・執行役員への2024年賞与支給および 2022年パフォーマンス・シェア・ユニット支給の件
- ・2024年 賞与支給拡充の件
- ・2025年役員報酬の提案

- ・ 2025年監査等委員の報酬
- ・ 2025年役員の個人別目標設定
- ・ 指名報酬委員会設置に伴う報酬の件

(iii) 指名報酬委員会の活動内容

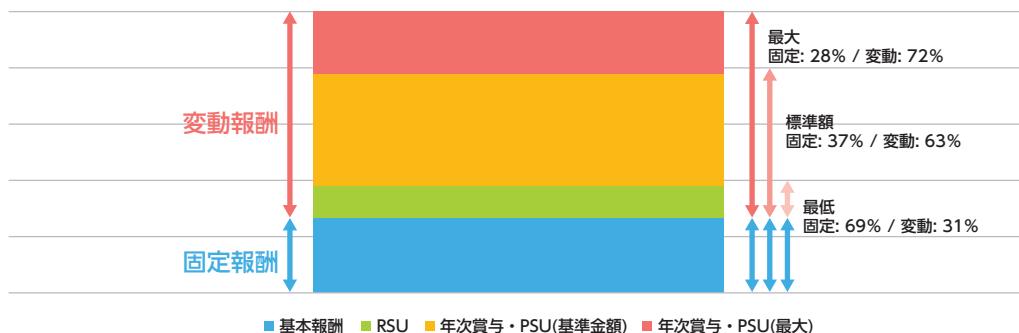
2025年度の役員報酬の決定に関する指名報酬委員会の活動内容は以下の通りです。

- ①2025年8月から2025年12月の5ヵ月間における指名報酬委員会の開催回数：6回
- ②2025年度役員報酬および役員報酬制度に関して指名報酬委員会で協議された主な内容
  - ・ 取締役報酬について
  - ・ 取締役の金銭報酬上限見直しについて

(c) 報酬水準

国籍・経験などの観点から多様性に富む優秀な人材を採用しリテンションすることが可能となる報酬水準に設定するべく、外部専門機関の報酬調査データ等を活用し、国内外の同規模類似業種企業等の水準を参考に、職責の大きさ等に応じて決定します。

報酬構成イメージ図（代表取締役社長の場合）



c. 当社の監督役員の報酬に関する方針と手続き

監督役員（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役）の報酬は、経営の監督・監査という役割をふまえ、基本報酬のみで構成します。水準は、外部専門機関の報酬調査データ等を活用し、国内の同規模企業の水準を参考に役割に応じて設定しております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬は、監査等委員会へ提案され、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。監査等委員でない社外取締役の報酬は、取締役会にて承認を受けた「取締役報酬等の決定方針」の基準に基づき、指名報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会決議により代表取締役社長（カリン・ドラガン）へ委任し、代表取締役社長が決定します。これらの権限を委任した理由は、各取締役の職責等の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるように、監査等委員でない社外取締役の報酬の内容の決定は、指名報酬委員会の審議を経て決定しております。そのため、取締役会はこれらの報酬の内容について上記決定方針に沿うものであると判断しております。

d. 当事業年度における役員報酬の内容

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬 (注3)	積立型 退任時報酬	年次賞与	長期インセンティブ (注4)	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	1,584 (49)	547 (49)	25 (-)	253 (-)	759 (-)	5 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	71 (71)	71 (71)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (5)
合計 (うち社外取締役)	1,655 (120)	618 (120)	25 (-)	253 (-)	759 (-)	10 (8)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2020年3月26日開催の第62回定時株主総会における決議により、取締役（監査等委員である取締役を除き、決議当時の員数は5名）は年額850百万円以内（うち社外取締役（決議当時の員数は2名）については年額50百万円以内）、2016年3月23日開催の第58回定時株主総会における決議により、監査等委員である取締役（決議当時の員数は5名）の報酬限度額は年額100百万円以内とそれぞれ定められております。
2. 上記注1とは別に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額として、2023年3月28日開催の第65回定時株主総会における決議により、株式報酬（P S U、R S U）として業務執行取締役に對して交付する金銭報酬債権および金銭の総額が、3事業年度を対象として2,880百万円以内・1,800,000株以内と定められております。
3. 基本報酬にはFRINGE BENEFIT 相当額（諸外国と日本の為替変動に係る補填、住宅手当等）等が含まれております。
4. 長期インセンティブには、P S U、R S Uおよび特別R S Uを含んでおります。
5. 2025年3月26日開催の2024年度定時株主総会の終結の時をもって退任した監査等委員である社外取締役に係る報酬等の額が含まれています。

(b) 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
該当事項はありません。

(c) インセンティブ報酬の支給率等

(i) 年次賞与

年次賞与の会社業績評価は、中期計画達成を目指し、事業利益、販売数量、および売上収益を会社業績評価にふさわしい指標として選定したうえでその目標達成度で業績評価を行い、当該期間の各指標の目標達成度の加重平均である業績達成度に基づき算出します。当期の売上収益、事業利益ともに前年同期を上回る結果となり、堅調に推移しておりますが、売上収益につきましては第3四半期会計期間（2025年7月1日～9月30日）における前年同期からの反動による減少影響や足元の消費環境の影響を受け伸び悩みました。一方、事業利益につきましては収益性重視の営業活動や変革を通じたコスト削減等が貢献したこともあり、当期の会社業績達成度は122.5%でした。個人評価に基づく支給率は業務執行取締役については120.0%でした。これらの会社業績および個人評価ならびに従業員賞与の支給状況等をふまえた、2025年度の年次賞与の総合支給率（標準額に対する実支給額の比率）については指名報酬委員会において審議した結果、業務執行取締役については121.2%が妥当であると判断されました。

(ii) P S U

2023年度のP S Uは、2023年～2025年の3か年を評価対象期間としており、連結R O Eおよび連結売上高成長率を業績評価指標として選定したうえでその目標達成度に基づき業績評価を行い、当該期間の各指標の目標達成度の加重平均である業績達成度は117.7%でした。P S Uの標準額に対する実支給額の割合は、業績達成度に応じて0～150%の範囲で変動し、前述の業績達成度に基づく支給率（標準額に対する実支給額の比率）は135.4%です。

2024年度、2025年度のP S Uは、評価対象期間の最終年度R O Eおよび評価対象期間の年平均売上高成長率で支給率を測定するため、現時点では業績見通しに基づく合理的な見積を行っております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### a. 社外役員に関する事項

(a)他の法人等の業務執行者および他の法人等の社外役員等との兼職状況等（2025年12月31日現在）

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	和田 浩子	Office WaDa代表
社外取締役	谷村 広和	みちのくココ・コーラボトリング(株)代表取締役社長
社外取締役	行徳 セルソ	ネオアーク(株) 取締役 (株)JERA 常務執行役員 CIO兼CISO
社外取締役 (監査等委員)	ステイシー・アプター	THE COCA-COLA COMPANY シニアヴァイスプレジデント & トレジャリー兼コーポレート・ファイナンス本部長 SYNOVUS FINANCIAL CORP. 取締役
社外取締役 (監査等委員)	濱田 奈巳	マイル・ハイ・キャピタル(株)共同創業者マネージング・ディレクター メットライフ生命保険(株) 社外取締役（監査委員、指名委員、報酬委員） (株)島津製作所 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	サンケット・レイ	THE COCA-COLA COMPANY インド・南西アジアユニット プレジデント
社外取締役 (監査等委員)	佐伯 里歌	モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 オブ・カウンセル

(注) 当社の社外役員が業務執行取締役等を兼職する当該他の法人等との関係は次のとおりであります。

- (1) 当社とOffice WaDaとの間に記載すべき取引関係はありません。
- (2) 当社とみちのくココ・コーラボトリング株式会社との間に商品売買等の取引関係（販売等：当社連結売上収益に占める割合：0.5%、仕入等：みちのくココ・コーラボトリング株式会社の連結売上高に占める割合：1.6%）があります。
- (3) 当社とネオアーク株式会社との間に子会社に対する運転資金の貸し付けおよび子会社からの預り（キャッシュマネジメントシステム）ならびに利息の授受（それぞれ20万円未満）等の取引関係があります。  
なお、行徳セルソ氏は同社の非業務執行取締役であり、取引高は僅少であります。
- (4) 当社と株式会社JERAとの間に記載すべき取引関係はありません。
- (5) 当社とマイル・ハイ・キャピタル株式会社との間に記載すべき取引関係はありません。
- (6) 当社とメットライフ生命保険株式会社との間に記載すべき取引関係はありません。
- (7) 当社と株式会社島津製作所との間に記載すべき取引関係はありません。
- (8) THE COCA-COLA COMPANYは当社の「その他の関係会社」であり、当社は、同社との間にココ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結しております。
- (9) 当社とSYNOVUS FINANCIAL CORP. との間に記載すべき取引関係はありません。
- (10) 当社とモリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所との間に記載すべき取引関係はありません。

## (b)当事業年度中における主な活動状況

区分	氏名	主な活動内容および社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	和田 浩子	当事業年度中に開催した取締役会6回のすべてに出席し、主に米プロクター・アンド・ギャンブル社の役員およびダイソン株式会社や日本トイザラス株式会社の代表取締役として培われた豊富な経営経験とグローバルな知見を基に、適宜発言を行っております。
社外取締役	谷村 広和	当事業年度中に開催した取締役会6回のすべてに出席し、主にみちのくコカ・コーラボトリング株式会社の代表取締役社長としての豊富な経営経験と知見を基に、適宜発言を行っております。
社外取締役	行徳 セルソ	当事業年度中に開催した取締役会6回のすべてに出席し、主に日産自動車(株)、西本Wismettacホールディングス(株)および(株)JERAにおいて培われた豊富な経営経験やグローバルな知見を基に、適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	ステイシー・アプター	当事業年度中に開催した取締役会6回、監査等委員会5回のすべてに出席し、主にTHE COCA-COLA COMPANYのシニアヴァイスプレジデント&トレジャリー兼コーポレート・ファイナンス本部長として培われた豊富な経営経験とグローバルな財務およびリスクマネジメント分野における知見を基に、適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	濱田 奈巳	当事業年度中に開催した取締役会6回、監査等委員会5回のすべてに出席し、主に自身でファイナンスに関するコンサルティング会社を経営するなど財務および経理に関する豊富な経験およびリーマン・ブラザーズ証券会社の日本法人の会社経営者として培われた豊富な経験やグローバルな知見を基に、適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	サンケット・レイ	当事業年度中に開催した取締役会6回、監査等委員会5回のすべてに出席し、主にTHE COCA-COLA COMPANYのインド・南西アジアユニットのプレジデントとして培われた豊富な経営経験とグローバルな知見を基に、適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	佐伯 里歌	当事業年度中、当社取締役(監査等委員)就任後に開催した取締役会5回のすべて、監査等委員会4回のすべてに出席し、重要な経営判断、想定されるリスク対応ならびにコーポレート・ガバナンスおよび内部統制システムなどの分野における豊富な経験と知見を基に、適宜発言を行っております。

## 4. 会社の現況

### (1) 会計監査人の状況

#### a. 名称

EY新日本有限責任監査法人

#### b. 報酬等の額

区分	支払額	摘要
公認会計士法第2条第1項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	71百万円	(注)
公認会計士法第2条第1項の業務以外の対価として当社が支払うべき報酬等の額	-百万円	
当社および子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	202百万円	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査時間、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などの適切性・妥当性を確認し検討した上で、会計監査人の報酬について同意を行っております。

#### c. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、当社は、上記のほか、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、およびその他必要と判断される場合は、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制

### a. 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下、内部統制という。）を整備するため、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

「内部統制システムの基本方針」は、次のとおりであります。

#### (a) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役、執行役員および社員等が、法令・定款を遵守し、社会規範に沿った行動を行うよう倫理・行動規範を定めるとともに、定期的に倫理・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の強化、違反の発生防止等を図る。
- ② コンプライアンス違反についての内部通報体制として、所属長への報告経路とは別に報告・相談窓口を設ける。
- ③ 社外取締役のみで構成される監査等委員会による監査を行う監査等委員会設置会社制度を採用することにより、取締役会の監督機能を強化する。
- ④ 内部監査の担当部門を設置し、業務活動が法令、定款および社内諸規程等に準拠して、適正かつ効果的に行われているか監査する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨み、違法な要求には警察や弁護士等との連携を図りながら対応する。

#### (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等その他取締役の職務の執行に係る重要な情報については文書または電磁的媒体に記録するとともに、法定文書と同様に文書管理に関する規程およびグループ情報セキュリティに関する規程に基づき、適切に保存する。
- ② 当社取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

#### (c) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおける経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスクマネジメントの観点から、重要事項についてはリスクマネジメントを扱う主要な会議体等に報告し、当会議体等は必要に応じ、リスクへの対応方針を決定する。
- ② 重大なリスクへの対応を実効化する組織および規程・ガイドライン等を制定し、当社グループ全体に対する研修等の周知徹底を図る。
- ③ 組織横断的リスク状況の監視およびグループ全社的対応は、リスクマネジメント担当部門が行う。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。

- (d) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役会は、当社グループの取締役、執行役員および社員等が共有すべき当社グループの経営方針・目標を定めるとともに、当社グループにおける意思決定ルールに基づく権限分配を含めた当該目標達成のための効率的な方法を定める。
  - ② 当社グループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て決定するために、取締役会の他、事業会社における主要な会議体等の適切な会議体を組織し、これを審議する。
- (e) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社グループ共通の企業理念、経営方針、倫理・行動規範および職務権限等の整備を通じて経営の一体化を確保し、子会社での業務執行状況を監督・管理する。
- (f) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会の補助使用人を配置する。当該補助使用人は、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会の職務執行を補助し、取締役（監査等委員を除く。）等の指揮命令を受けないものとする。
- (g) 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、ならびに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および社員等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、速やかに監査等委員会に対して報告を行う。
  - ② 内部監査の担当部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行う。
  - ③ コンプライアンス担当部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行う。
  - ④ 監査等委員会に報告したことにより、報告した者が、そのことを理由に不当な扱いを受けることを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員および社員等に周知徹底する。
- (h) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員である取締役の職務執行のため、毎年必要な予算を設ける。
- (i) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換会を開催する。
  - ② 代表取締役は監査等委員の職務の遂行にあたり、監査等委員が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れるよう、環境を整備する。
  - ③ 監査等委員会は、定期的に内部監査の担当部門および会計監査人と意見を交換する機会を設ける。

## b. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (a) コンプライアンスに関する取り組み

当社は、役員および社員が法令および定款等を遵守し、社会的規範に沿った行動を行うよう、当社グループ共通の企業理念および倫理・行動規範を制定し、啓発教育活動を推進しています。

また、社長を議長としたグループ倫理・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の強化、違反の発生防止等に取り組んでおります。

さらに、内部通報取扱規程を整備し、倫理・コンプライアンス相談窓口を社内および社外の弁護士事務所および専門機関に設置する等の内部通報制度の運用を行い、問題の早期発見と改善に取り組んでおります。

### (b) 損失の危険の管理に関する取り組み

当社は、グループリスクマネジメント規程を整備し、会社が抱える様々なリスクの発生を前もって予防するとともに、万一リスクが発生した場合に備え対応戦略を定め、迅速かつ的確に対応することによって、被害と事業の混乱を最小限に抑える体制を整えております。

また、自然災害等により生じる損害と事業への影響を最小化するため、危機管理訓練、災害対応訓練、安否確認訓練を定期的実施し、大規模災害にも対応できる事業継続計画の実効性を検証しております。

### (c) 職務執行の適正および効率性の確保に関する取り組み

当社は、監査等委員会制度を採用しており、取締役会において特に重要度の高い事項についての審議をより充実させるとともに、それ以外の業務執行の決定については、取締役に委任しています。

さらに、執行役員および部門長等に権限委譲し、グループ運営体制に応じた決裁権限基準に基づき、業務執行の意思決定を行うことで、経営陣による経営判断の迅速化および効率化を図っております。

### (d) 監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査等委員は、取締役会への出席や内部監査を担当する部門および会計監査人の監査結果等を通じて、取締役、執行役員および社員の業務執行状況を関連法令・定款および監査等委員会が作成する監査等委員会監査等基準に基づき監査を実施しております。

また、監査等委員は代表取締役とその内容について定期的に意見交換を行っております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

「株式会社の支配に関する基本方針」の内容は以下のとおりです。

#### a. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、①世界中の国や地域で人々に爽やかさとうるおいを届け、人々の生活スタイルの一部となっている「コカ・コーラ」ブランドを、地域社会に根付かせていくこと、②当社の掲げる企業理念を理解し、お客さまから選ばれ市場で私たちが勝利するために積極的に取り組んでいくこと、③お客さまの満足を徹底して追求していこうとする強い使命感を持った社員の存在を理解し、社員一人ひとりに報いるべく彼らがコカ・コーラに誇りを持ち、誰もが働きたいと思う職場環境づくりに積極的に取り組んでいくこと、④豊かな社会の実現の一助となるよう努力を続ける企業市民としての責任感をもって地域社会への貢献ならびに環境問題への積極的な取り組みを行うこと、これらを十分に理解し、ステークホルダーであるお客さま、お得意さま、株主のみなさま、社員との信頼関係を維持し、ステークホルダーのみなさまの期待に応えていきながら、中長期的な視点に立って当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

## b. 基本方針実現のための取組み

### (a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、ザ コカ・コーラ カンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社（ザ コカ・コーラ カンパニー100%出資）の戦略的パートナーとして、商品開発やテストマーケティングなどさまざまな取組みを協働で展開し、日本のコカ・コーラビジネスの変革をリードする役割を担うとともに、ステークホルダーであるお客さま、お得意さま、株主のみなさま、社員から信頼される企業づくりに努めております。

清涼飲料業界においては、市場が成熟化し、大きな成長が期待できない中、清涼飲料各社間の競争が激化するなど、当社を取り巻く経営環境はさらに厳しくなることが見込まれます。

このような状況の中、当社グループは、強固かつ継続的なオペレーティングモデルを確立し、重点エリアでの成功を目指すとともに、成長実現に向けビジネスを抜本的に変革し、すべてのお客さま（消費者）、お得意さまから、あらゆる飲用機会ですべて選ばれる飲料会社を目指してまいります。

また、当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、監査等委員会設置会社を採用しております。当社の監査を担う監査等委員会は、複数の独立社外取締役を含む社外取締役（監査等委員）のみで構成されており、この社外取締役である監査等委員が、取締役会における議決権を有していること、ならびに株主総会において取締役の指名・報酬等についての意見を陳述する権利を有していることなどにより、経営監督機能がより強化されております。また、当社は、意思決定および経営管理機能と業務執行機能を分離すべく、執行役員制度を採用しているほか、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することにより、取締役会において特に重要度の高い事項についての審議をより充実させるとともに、それ以外の事項について、経営陣による経営判断の迅速化も図っております。

### (b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社株式の大量買付けが行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、必要に応じて、法令および当社定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

また、今後の社会的な動向も考慮しつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、当社取締役会が買収防衛策を再導入する必要があると判断した場合には、定款の定めに従い、株主総会において株主のみなさまにその導入の是非をお諮りいたします。

c. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記b.(a)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また、前記b.(b)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、必要に応じて、法令および当社定款の許容する範囲内で、かつ株主意思を重視した具体的方策として策定されたものであるため、当社の株主共同の利益を損なうものおよび当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

---

(注) 事業報告の記載金額、比率および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入することにより表示しております。

# 連結財政状態計算書

2025年12月31日現在

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>274,726</b>	<b>流動負債</b>	<b>220,115</b>
現金及び現金同等物	76,330	営業債務及びその他の債務	123,236
営業債権及びその他の債権	114,385	社債及び借入金	63,978
棚卸資産	71,622	リース負債	6,364
その他の金融資産	1,172	その他の金融負債	478
その他の流動資産	8,584	未払法人所得税等	1,527
小計	272,092	その他の流動負債	24,531
売却目的で保有する資産	2,634	<b>非流動負債</b>	<b>98,172</b>
<b>非流動資産</b>	<b>423,760</b>	社債及び借入金	49,924
有形固定資産	299,336	リース負債	13,595
使用権資産	19,761	退職給付に係る負債	19,670
無形資産	48,951	引当金	1,541
持分法で会計処理されている投資	451	繰延税金負債	10,904
その他の金融資産	9,682	その他の非流動負債	2,538
繰延税金資産	41,288	<b>負債合計</b>	<b>318,287</b>
その他の非流動資産	4,291	<b>資本の部</b>	
<b>資本合計</b>	<b>698,486</b>	親会社の所有者に帰属する持分	379,892
		<b>資本金</b>	<b>15,232</b>
		<b>資本剰余金</b>	<b>347,743</b>
		<b>利益剰余金</b>	<b>30,156</b>
		<b>自己株式</b>	△14,810
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,571</b>
		<b>非支配持分</b>	<b>307</b>
		<b>資本合計</b>	<b>380,199</b>
		<b>負債及び資本合計</b>	<b>698,486</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入しております。

## 連結損益計算書

2025年1月1日から2025年12月31日まで

(単位 百万円)

科目	金額
売上収益	893,805
売上原価	494,501
売上総利益	399,304
販売費及び一般管理費	373,475
その他の収益	1,985
その他の費用	100,303
持分法による投資利益	105
営業損失	△72,385
金融収益	444
金融費用	778
税引前損失	△72,718
法人所得税費用	△22,051
当期損失	△50,668
当期損失の帰属：	
親会社の所有者に帰属する当期損失	△50,763
非支配持分	95

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入しております。

## 連結持分変動計算書

2025年1月1日から2025年12月31日まで

(単位 百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の包括利益累計額	合計
2025年1月1日残高	15,232	378,459	87,317	△16,297	1,492	466,203
当期包括利益						
当期損失	—	—	△50,763	—	—	△50,763
その他の包括利益	—	—	—	—	2,761	2,761
当期包括利益合計	—	—	△50,763	—	2,761	△48,001
所有者との取引額等						
剰余金の配当	—	—	△9,763	—	—	△9,763
自己株式の取得	—	△54	—	△30,111	—	△30,165
自己株式の処分	—	△209	—	455	—	246
自己株式の消却	—	△31,143	—	31,143	—	—
株式に基づく報酬取引	—	706	—	—	—	706
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	—	—	3,365	—	△3,365	—
その他の包括利益累計額から非金融資産への振替	—	—	—	—	697	697
その他の増減	—	△15	—	—	△15	△30
所有者との取引額等合計	—	△30,716	△6,398	1,487	△2,683	△38,309
2025年12月31日残高	15,232	347,743	30,156	△14,810	1,571	379,892

	非支配持分	合計
2025年1月1日残高	240	466,443
当期包括利益		
当期損失	95	△50,668
その他の包括利益	—	2,761
当期包括利益合計	95	△47,906
所有者との取引額等		
剰余金の配当	△29	△9,791
自己株式の取得	—	△30,165
自己株式の処分	—	246
自己株式の消却	—	—
株式に基づく報酬取引	—	706
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	—	—
その他の包括利益累計額から非金融資産への振替	—	697
その他の増減	—	△30
所有者との取引額等合計	△29	△38,338
2025年12月31日残高	307	380,199

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入しております。

# 連結注記表

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しています。

### 2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

(2) 主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称については、事業報告の「1. 企業集団の現況」のうち「(7) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

### 3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社(関連会社・共同支配企業)の数 2社

(2) 持分法適用会社の名称

株式会社リソース

株式会社onEQuest

### 4. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準および評価方法

a. 金融資産の分類および測定

金融資産は当初認識時に、事後に償却原価で測定する金融資産または公正価値で測定する金融資産に分類しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で当初認識しております。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産および償却原価で測定する金融資産は、取得に直接起因する取引コストを公正価値に加算した金額で当初認識しております。

なお、当社グループは、IFRS第9号における分類について事実および状況に基づき判断しており、資本性金融商品についてはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品として指定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

当社グループの事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有すること、また契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じるという条件がともに満たされる場合にのみ、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

上記の2つの条件のいずれかが満たされない場合は公正価値で測定する金融資産に分類されます。当社グループは、公正価値で測定する金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融商品を除き、個々の金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するという取消不能の指定を行うかを決定しております。デリバティブについては、「c. デリバティブおよびヘッジ会計」に記載しております。金融資産は、それぞれの分類に応じて以下のとおり事後測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定し、必要な場合には減損損失を控除しております。実効金利法による償却および認識が中止された場合の利得または損失は損益に認識しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

報告日における公正価値で測定しております。公正価値の変動額は、金融資産の分類に応じて損益またはその他の包括利益で認識しております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定した資本性金融商品から生じる受取配当金については損益に認識しております。また、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定した資本性金融商品の認識の中止を行った場合は、その他の包括利益累計額に計上されている公正価値の累積変動額を利益剰余金に振り替えております。

b. 減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産の回収可能性に関し、期末日ごとに予想信用損失の見積りを行っております。当初認識後に信用リスクが著しく増大していない金融商品については、12カ月以内の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。当初認識後に信用リスクが著しく増大している金融商品については、全期間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。ただし、営業債権については、常に全期間の予想信用損失で貸倒引当金を測定しております。

信用リスクが著しく増大している金融資産のうち、信用減損している証拠がある金融資産については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した純額に実効金利を乗じて利息収益を測定しております。信用減損の証拠が存在するかどうかを判断する場合に当社グループが用いる指標には以下のものがあります。

- ・発行体または債務者の重大な財政的困難
- ・利息または元本の支払不履行または延滞などの契約違反
- ・借手の財政的困難に関連した経済的もしくは法的な理由による、または当社グループが想定しない、借手への譲歩の供与
- ・借手が破産または他の財務的再編成に陥る可能性が高くなったこと
- ・当該金融資産についての活発な市場が財政的困難により消滅したこと

金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合は、当該金額を金融資産の帳簿価額から直接減額しております（直接償却）。その後、信用リスクが減少し、直接償却後に発生した事象と明らかに区別できる場合（債務者の信用格付けが改善した等）、認識した直接償却の戻入れは損益としております。

### c. デリバティブおよびヘッジ会計

デリバティブはデリバティブ契約を締結した日の公正価値で当初認識を行い、当初認識後は報告日ごとに公正価値で再測定を行っております。再測定の結果生じる利得または損失の認識方法は、デリバティブがヘッジ手段として指定されているかどうか、また、ヘッジ手段として指定された場合にはヘッジ対象の性質によって決まります。当社グループは一部のデリバティブについてキャッシュ・フロー・ヘッジ（認識されている資産もしくは負債に関連する特定のリスク、または可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクのヘッジ）のヘッジ手段として指定を行っております。

当社グループは、ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係ならびにこれらのヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的および戦略について文書化しております。また、当社グループはヘッジ開始時および継続的に、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するために有効であるかどうかについての評価も文書化しております。

ヘッジの有効性は継続的に評価しており、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること、信用リスクの影響が経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと、ならびにヘッジ関係のヘッジ比率が実際にヘッジしているヘッジ対象およびヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであることすべてを満たす場合に有効と判定しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定され、かつ、その要件を満たすデリバティブの公正価値の変動のうち有効部分は、その他の包括利益で認識しております。非有効部分に関する利得または損失は、直ちに損益に認識しております。

その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額は、ヘッジ対象から生じるキャッシュ・フローが損益に影響を与える期に損益に振り替えております。ただし、ヘッジ対象である予定取引が非金融資産（例えば、棚卸資産または有形固定資産）の認識を生じさせるものである場合には、それまでその他の包括利益に認識していた利得または損失を振り替え、当該資産の当初の取得原価の測定に含めております。当該金額は最終的には、棚卸資産の場合には売上原価として、また有形固定資産の場合には減価償却費として認識されます。

ヘッジ手段の消滅または売却等によりヘッジ関係が適格要件をもはや満たさなくなった場合には、将来に向かってヘッジ会計の適用を中止しております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローがまだ発生すると見込まれる場合は、その他の包括利益に認識されている利得または損失の累計額を引き続きその他の包括利益累計額として認識しております。予定取引の発生がもはや見込まれなくなった場合等は、その他の包括利益に認識していた利得または損失の累計額を直ちに損益に振り替えております。

### (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。割引、リベートその他の類似した項目はすべて取得原価から控除されます。製造原価には直接材料費、直接労務費および製造間接費が含まれます。正味実現可能価額は見積販売価格から見積販売原価および見積販売費用を控除した金額で算定しております。当社グループは通常、加重平均法に基づいて棚卸資産の取得原価を算定しております。棚卸資産の正味実現可能価額が取得原価を下回った場合に連結損益計算書上、費用として認識しております。

(3) 有形固定資産および無形資産の評価基準、評価方法および減価償却または償却の方法

a. 有形固定資産

有形固定資産は当初認識後、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しております。資産の生産性、許容量または効率性を高めるための拡張、性能向上、改良または資産の耐用年数を延長させるために発生した支出は資本的支出として関連する資産に含める一方、修理、管理費用は発生した時点の費用として計上しております。

減価償却費は、以下のとおり有形固定資産の項目ごとの見積耐用年数にわたって主として定額法により算定しております。

	見積耐用年数（年）
建物及び構築物	2 ～ 60
機械装置及び運搬具	3 ～ 20
販売機器	2 ～ 11

資産の減価償却方法、見積耐用年数および見積残存価額は各連結会計年度末に見直し、変更がある場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。なお、土地および建設仮勘定は減価償却していません。資産の除売却による損益は、帳簿価額と売却価額の差額として連結損益計算書の「その他の収益」または「その他の費用」に計上しております。

b. 無形資産

無形資産は取得原価または製造原価で当初認識されます。当初認識後、無形資産は取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しております。当社グループは無形資産の耐用年数が確定可能か評価し、確定可能であれば、使用可能と見込まれる期間に基づいて耐用年数を評価しております。

耐用年数が確定できる主な無形資産はソフトウェアであり、減価償却費は見積耐用年数（5～10年）にわたって定額法により算定しております。

なお、償却方法、見積耐用年数および見積残存価額は各連結会計年度末に見直しを行い、変化があった場合には会計上の見積りの変更として、将来にわたって適用しております。

契約関連無形資産

旧コカ・コーライーストジャパン株式会社の取得に関連した当社グループの契約関連無形資産は、ザ コカ・コーラ カンパニー（以下「TCCC」という。）との間で締結されたもので、特定のエリアでのコカ・コーラブランドの製造、流通、販売等の独占権に関する契約です。

当該契約は10年間契約で、更新や延長の検討をすることなく更新されます。

当社グループはボトリング契約に起因する契約関連無形資産を、耐用年数を確定できない無形資産として会計処理しております。当社グループは、TCCCとの過去の関係性や、契約非更新によるフランチャイザーへの考えられうる悪影響から、契約を更新・延長しない可能性は少ないと判断しております。

したがって、資産がネットキャッシュ・フローを生み出しうる期間を予見することは困難であります。

契約関連無形資産は償却していませんが、毎年、また潜在的な減損の可能性を示唆する事象や環境の変化がある場合に、減損テストを行っております。

c. リース（借手）

当社グループは、リース開始日において、使用権資産およびリース負債を認識しております。

使用権資産は、開始日において取得原価で測定しております。開始日後におきましては、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定しております。使用権資産のリース期間は、リースの解約不能期間に、リースを延長するオプションを行使することまたはリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実な期間を加えて見積っており、使用権資産は、開始日からリース期間にわたって定額法で減価償却しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。開始日後におきましては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合またはリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

引当金は、事象が起こる可能性とその影響に関する情報を考慮に入れた、債務の支払いまたは移転に必要な金額についての最善の見積りによる現在価値で測定されております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識されます。

(5) 従業員給付

a. 短期従業員給付

短期従業員給付は、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

b. 確定拠出制度

確定拠出制度への拠出は、従業員が役務を提供した期間に費用として認識しております。

c. 確定給付制度

確定給付制度に関連する当社グループの純債務は、従業員が当期以前において獲得した将来給付額を制度ごとに見積り、その金額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を差し引くことによって算定しております。

確定給付制度の債務は、年金数理人が予測単位積増方式を用いて毎年算定しております。数理計算上の差異、制度資産に係る収益（利息を除く）および資産上限額の影響から構成される確定給付制度の債務の再測定は、その他の包括利益として計上し、即時にその他の包括利益累計額から利益剰余金に直接振替えております。当社グループは、当期の期首に確定給付制度の債務（資産）の測定に用いられた割引率を期首の確定給付制度の債務（資産）および制度資産に乗じて、当期の利息費用（収益）の純額を算定しております。

期首の確定給付制度の債務には、拠出および給付支払による当期の確定給付制度の債務（資産）のすべての変動を考慮しております。利息費用の純額および確定給付制度に関連するその他の費用は、損益に認識しております。

d. 長期従業員給付

当社グループの長期従業員給付は将来の見積便益を現在価値に割引いて計算しております。

割引率は、平均残存勤務期間と近似する、報告日におけるA A格付けされた社債の市場利回りに基づき決定しております。

(6) 収益認識

I F R S 第15号に基づく利息および配当収益等を除く顧客との契約について、下記の5つのステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、炭酸飲料、コーヒー飲料、茶系飲料、ミネラルウォーター、アルコール等の飲料の販売を行っております。これらの製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベートおよび返品等を控除した金額で測定しております。また、当社は顧客向けのポイント制度を採用しており、製品の購入に応じて付与するポイントは将来当社の製品の購入時に使用することができます。付与したポイントを履行義務として識別しポイントの利用および失効見込み分を考慮した上で、独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。ポイントの履行義務に配分された取引価格は連結財政状態計算書上「その他の流動負債」として計上しております。

(7) 株式報酬

当社グループは、株価変動のメリットとリスクを株主のみならずと共有し、中長期的な企業価値向上および株価上昇への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社グループの取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）ならびに執行役員、従業員を対象として役員報酬B I P信託制度および株式付与E S O P信託制度を導入し、同信託が有する当社株式は自己株式として認識しています。本制度により算定された報酬は費用として認識するとともに、対応する金額を資本の増加として認識しております。

(8) 売却目的で保有する非流動資産

継続的使用ではなく、主に売却取引により回収される非流動資産は、売却目的保有に分類しています。売却目的保有に分類するためには、売却の可能性が非常に高く、現状で直ちに売却が可能なることを条件としており、当社グループの経営者が当該資産の売却計画の実行を確約し、1年以内で売却が完了する予定である場合に限られています。

売却目的保有に分類した後は、帳簿価額又は売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しております。

## 5. 会計上の見積りに関する注記

IFRS会計基準に準拠した連結計算書類の作成にあたり、経営者は当社グループの会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響する判断、見積りおよび仮定を設定することが必要となります。実績はこれらの見積りと異なる場合があります。見積りおよびその前提となる仮定は継続して見直しており、これまでの経験や環境下において相当と考えられる将来の事象を含むその他の要因に基づいております。会計上の見積りはこれらの連結計算書類が公表される時点において最も適した情報に基づいております。

将来における見積りの変更がある場合、その見直しによる影響は、見直した報告期間以降の連結損益計算書および連結包括利益計算書において認識しております。連結計算書類に重要な影響を与える会計上の判断、見積りおよび仮定は、前連結会計年度に係る連結計算書類と同様の考え方にに基づき必要な修正を行っております。連結計算書類上で認識する金額に重要な影響を与える仮定および見積りに関する情報は、以下のとおりであります。

- (1) 有形固定資産、使用権資産および無形資産の耐用年数
- a. 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額
- |        |            |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 299,336百万円 |
| 使用権資産  | 19,761百万円  |
| 無形資産   | 48,951百万円  |
- b. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

有形固定資産は、当該資産の将来の経済的便益が期待される期間である見積耐用年数に基づいて減価償却しております。有形固定資産が将来陳腐化、または他の目的のために再利用される場合、減価償却費が増加し見積耐用年数が短くなる可能性があります。耐用年数の詳細は、注記4(3)a.「有形固定資産」に記載しております。

使用権資産は、そのリース期間を、リースの解約不能期間に、リースを延長するオプションを行使することまたはリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実な期間を加えて見積っております。耐用年数の詳細は、注記4(3)c.「リース(借手)」に記載しております。無形資産は、関連するすべての要因を分析し、当該無形資産がキャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間についての予見可能性に基づき、耐用年数が確定できるのか、または確定できないのかを評価しております。耐用年数が確定できる無形資産については、将来の経済的便益が期待される期間である見積耐用年数により償却しております。償却費は、事業環境の変化などの外部要因によりもたらされる見積耐用年数の変化に伴い増加するリスクがあります。耐用年数の詳細は、注記4(3)b.「無形資産」に記載しております。

#### (使用権資産の耐用年数の変更)

当社グループは、従来、営業拠点等に係る使用権資産について、開始日から主として15年にわたって定額法で減価償却を行ってきましたが、柔軟で機動的なサプライチェーン体制を実現するための取り組みとして既存の営業拠点等の統廃合を進めていく方針であることや、顧客対応の多様化などから営業拠点等の長期契約の方針を転換してきていること、ならびに、物流ネットワークのさらなる強化に向け2025年12月期以降、新たに機能統合型物流センター(IDC)を稼働させていくことなどをふまえ、当連結会計年度より耐用年数(リース期間)を変更しております。

この変更にともない、従来のリース期間によった場合と比較して、当連結会計年度末の使用権資産は9,689百万円減少し、リース負債は9,655百万円減少しております。また、当連結会計年度の税引前損失が35百万円増加しております。

#### (2) 有形固定資産、使用権資産、および無形資産を含む非金融資産の減損テスト

##### a. 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額

有形固定資産	299,336百万円
使用権資産	19,761百万円
無形資産	48,951百万円
その他	11,996百万円

##### b. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

減損テストを実施するにあたり、資金生成単位の回収可能価額は使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより算定しております。使用価値の見積りにおける主要な仮定には、将来キャッシュ・フロー、割引率および長期平均成長率が含まれております。将来キャッシュ・フローの基礎となる中期計画は、当該期間の販売計画およびコスト計画等に基づいております。このような仮定は、経営者による最善の見積りおよび判断に基づいておりますが、将来の連結計算書類に重要な影響を与える経済状況の変化により、これらの仮定も影響を受ける可能性があります。

(3) 引当金および偶発債務

a. 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額

引当金（流動）	－百万円
引当金（非流動）	1,541百万円

b. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、連結財政状態計算書において、資産除去債務についての引当金を認識しております。引当金は、債務の決済に必要な支出の最善の見積りに基づいて認識しております。債務の決済に必要な支出は、将来の結果に影響を与えるあらゆる要因を考慮して計算しておりますが、予測し得ない事象や前提とした環境の変化により影響を受ける可能性があります。

引当金の会計方針については、注記4(4)「重要な引当金の計上基準」に記載しております。

(4) 繰延税金資産の回収可能性

a. 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額

繰延税金資産	41,288百万円
--------	-----------

b. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識において、当社グループは中期計画に基づき将来課税所得の発生時期および発生金額を見積っております。将来課税所得の見積りは、中期計画を基礎としており、その主要な仮定は、当該期間の販売計画およびコスト計画等であります。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予測される繰延税金負債の取り崩し、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しております。このような仮定は、経営者による最善の見積りおよび判断に基づいておりますが、将来の連結計算書類に重要な影響を与える経済状況の変化により、これらの仮定も影響を受ける可能性があります。

(5) 確定給付制度に係る債務の測定

a. 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額

退職給付に係る負債 19,670百万円

b. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、確定給付制度を含む様々な退職給付制度を採用しております。いずれの制度に係る確定給付債務の現在価値および勤務費用は数理計算上の予測に基づいております。数理計算上の予測は、割引率、昇給率およびインフレ率などの変動要因に係る見積りおよび判断を必要としております。当社グループは、これらの変動要因を含む数理計算上の予測の妥当性に関して、外部の年金数理人の助言を得ております。数理計算上の予測は経営者による最善の見積りおよび判断に基づいて決定しておりますが、不確実な将来の経済状況の変化および将来の連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある関連法規の新設および改訂により影響を受ける可能性があります。

(6) 活発な市場における市場価格のない金融商品の測定

a. 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額

その他の金融資産（流動）	1,172百万円
その他の金融資産（非流動）	9,682百万円

b. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、活発な市場における市場価格のない金融商品の公正価値を評価するために市場における観察可能でないインプットを使用する評価技法を適用しております。観察可能でないインプットは、将来の連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある不確実な将来の経済状況の変化により影響を受ける可能性があります。

金融資産の評価に関連する詳細は、(金融商品に関する注記)に記載しております。

**(連結財政状態計算書に関する注記)**

有形固定資産および使用権資産の減価償却累計額 457,106百万円

**(連結損益計算書に関する注記)**

その他の収益には、有形固定資産売却益1,251百万円等が含まれております。その他の費用は、バンディング事業における減損を主因とした減損損失90,497百万円や、希望退職プログラム実施にともなう特別退職加算金3,433百万円、抜本的な変革の実行に係る事業構造改善費用3,634百万円などが含まれております。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数
普通株式	183,269千株	—	12,000千株	171,269千株

(注) 発行済株式の普通株式の減少12,000千株は、取締役会の決議による自己株式の消却によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年 3月26日 定時株主総会	普通株式	5,057百万円	28円	2024年 12月31日	2025年 3月28日
2025年 8月1日 取締役会	普通株式	4,864百万円	28円	2025年 6月30日	2025年 9月1日

(注) 2025年3月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託および株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金81百万円が含まれております。

2025年8月1日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託および株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金77百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年 3月26日 定時株主 総会	普通株式	5,390百万円	利益剰余金	32円	2025年 12月31日	2026年 3月30日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託および株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金88百万円が含まれております。

## (収益認識に関する注記)

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「ベンディング事業」、「OTC事業」、「フードサービス事業」の3つの報告セグメントごとに取り締役会(最高経営意思決定者)が経営資源の配分の決定および業績を評価するための区分にて、売上収益を分解しております。各事業においては日本におけるコカ・コーラ等の炭酸飲料、コーヒー飲料、茶系飲料、ミネラルウォーター、アルコール等の仕入、製造・販売等を行っております。これらの製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

当該履行義務に関する支払いは、引渡時から概ね2カ月以内に受領しております。また顧客との契約に重大な金融要素を含む契約はありません。

また、当連結会計年度の売上収益は、すべて顧客との契約から認識しております。

区分	金額 (百万円)
報告セグメント	
ベンディング事業	399,880
OTC事業	417,949
フードサービス事業	45,323
その他	30,652
合計	893,805

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

4. 会計方針に関する事項 (6) 収益認識に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度末および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約残高

	期首残高 (2025年1月1日) (百万円)	期末残高 (2025年12月31日) (百万円)
顧客との契約から生じた債権		
売掛金及び受取手形	85,715	94,071
合計	85,715	94,071
契約負債 (その他の流動負債)	1,424	1,372

(注) 契約負債はポイント制度によるものであります。将来顧客が行使することが見込まれるポイントを履行義務として認識して契約負債に計上しており、ポイントが利用された時点で収益として認識しております。当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものが、1,424百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

## ②残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 財務リスク管理

当社グループは金融商品から生じる以下のリスクに晒されております。

- ・ 信用リスク
- ・ 流動性リスク
- ・ 市場リスク

当社グループは事業を営む上で様々な財務リスク（信用リスク、流動性リスクおよび市場リスク（株価リスク、金利リスク、為替リスクおよび価格リスク））に直面しており、これらの財務リスクを回避および低減するため一定の方針に従い、リスク管理しております。当社グループのリスク管理方針は、リスクおよび統制を適切に把握すること、リスクをモニタリングし統制を遵守することを目的として、当社グループが直面するリスクを識別、分析の上、策定しております。リスク管理方針とシステムは、市場の状況および当社グループの事業活動を反映するため定期的に見直ししております。当社グループは、全従業員がその役割と規律を理解する統制環境を維持するため、研修を実施し、マニュアルおよび手続を策定しております。

当社グループは、リスク管理方針に基づき、一定のリスク・エクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ取引を利用しております。デリバティブは、為替変動リスクおよび価格リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。当社の財務部門は、財務リスクを識別し、評価し、そしてヘッジを行っております。

##### a. 信用リスク

信用リスクとは、金融商品の一方の当事者が債務を履行できなくなり、他方の当事者が財務的損失を被ることとなるリスクです。当社グループの事業の過程で、営業債権及びその他の債権、その他金融資産（預け金、有価証券、その他債権を含む）について、相手先の信用リスクに晒されております。連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。また、特定の取引先について、重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

当社グループでは、信用リスクを管理するため、内部の顧客管理規程に従い顧客ごとに支払期日および残高管理を行い、定期的に主要顧客の信用状況をモニタリングしております。デリバティブ取引の実施にあたっては、信用リスクを軽減するため、原則として高い格付けを有する金融機関に限定して取引を行っております。

また、当社グループでは、信用リスク特性に基づき債権等を区分して貸倒引当金を算定しております。営業債権については、常に全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を測定しております。営業債権以外の債権等については、原則として12カ月の予想信用損失と同額で貸倒引当金を測定しておりますが、信用リスクが当初認識時点より著しく増加した場合には、全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を認識しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生のリスクの変動に基づいて判断しており、支払期日の経過情報や債務者の財政状態の悪化等を考慮しております。営業債権以外の債権等のうち12カ月の予想信用損失と同額で貸倒引当金を測定しているものは、すべて集合的ベースで測定しております。

営業債権に係る予想信用損失の金額は、単純化したアプローチに基づき、債権等を相手先の信用リスク特性に応じて区分し、その区分に応じて算定した過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて算定しております。

営業債権以外の債権等に係る予想信用損失の金額は、原則的なアプローチに基づき、信用リスクが著しく増加していると判定されていない債権等については、同種の資産の過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を帳簿価額に乗じて算定しております。信用リスクが著しく増加していると判定された資産および信用減損金融資産に係る予想信用損失の金額については、見積将来キャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値の額と、帳簿価額との差額で算定しております。

#### b. 流動性リスク

流動性リスクとは、期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。当社グループは、当社グループに損失を生じさせる状況、評判に影響する状況がないよう、どのような状況下においても、支払期日に間に合わせる十分な資金を確保する管理を行っております。当社の財務部門では、純利益および銀行との取引信用枠内での資金残高を適正レベルに維持すること、また実際のキャッシュ・フローと予測キャッシュ・フローを比較、分析することにより、当社グループの流動性リスクを管理しております。

c. 市場リスク

市場リスクとは、当社グループの収益および保有する有価証券の価額に影響を与えるような金利、株価などの市場価格の変動によるリスクであります。利益を最適化する一方、市場リスクのエクスポージャーを容認できる範囲になるよう管理しております。

(a) 金利リスク

借入金と社債のほとんどは、固定金利によっております。したがって、金利が変動することにより損益に与える影響は限定的であり、当社グループの金利リスクは僅少と判断し、ベシス・ポイント・バリューなどの感応度分析は行っていません。

(b) 株価変動リスク

当社グループは市場価格のある株式を多く保有しているため、株価変動リスクに晒されております。市場価格のある株式は、売買目的以外に保有しており、主にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

(c) 為替リスク

連結子会社であるコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社において、外貨建の原材料仕入を行っていることから、米ドルを中心とした為替リスクに晒されております。為替リスクは将来の仕入などの予定取引、またはすでに認識されている資産及び負債から発生します。当社グループは、為替リスクを回避する目的で、為替予約取引を利用しております。ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を適用しております。外貨建債権および債務等は為替レートの変動によるリスクを有しておりますが、このリスクは為替予約等と相殺されるため影響は限定的であります。

(d) 価格リスク

連結子会社であるコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社において、天候、自然災害等によって価格が変動しやすい原材料の仕入を行っております。そのため、当社グループは原材料の価格リスクに晒されております。当社グループは、これらの原材料の価格変動リスクを回避するために商品スワップ取引を行っております。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

### (1) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。

公正価値ヒエラルキーは以下のとおり定義しております。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）公正価値

レベル2：資産または負債について、直接的に観察可能なインプットまたは間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットに基づいた公正価値

レベル3：資産または負債について、観察可能でないインプットに基づいた公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用する場合、公正価値測定全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値ヒエラルキーのレベルを決定しております。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は各四半期の期首に生じたものとして認識しております。前連結会計年度および当連結会計年度においては、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

### (2) 公正価値の測定

株式は、同一の資産または負債について活発な市場における株価があればそれにより測定し、公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類しております。同一の資産または負債について活発な市場における株価がない場合、活発でない市場における株価、類似企業の市場価格、および割引将来キャッシュ・フロー・モデルなどの評価技法を用いて算定しております。測定に利用する市場価格や割引率のような重要なインプットが観察可能であればレベル2に分類しておりますが、観察可能でない重要なインプットを含む場合にはレベル3に分類しております。

非上場株式については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似企業の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類しております。非上場株式の公正価値測定にあたっては、割引率、評価倍率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウント、非支配持分ディスカウントを加味しております。このような公正価値の測定方法は、当社グループの会計方針に従い、財務部門で決定しております。

レベル3の公正価値測定に利用する評価技法および重要な観察可能でないインプットは以下のとおりであります。

種類	評価技法	重要な観察可能でないインプット	重要な観察可能でないインプットと公正価値測定間の内部関係
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品（株式）	類似企業比較法	EBITマルチプル：10.4倍－14.3倍 PBR：1.1倍－2.4倍	対象企業の類似上場企業の株式指標が高く（低く）なると見積公正価値は増加（減少）する
EBITマルチプル：企業価値／EBIT PBR：株価純資産倍率			

(3) 経常的に公正価値で測定する金融商品

経常的に公正価値で測定する金融商品の内訳は以下のとおりであります。

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
金融資産				
純損益を通じて公正価値で 測定する金融商品：				
デリバティブ資産	—	1,171	—	1,171
小計	—	1,171	—	1,171
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融商品：				
株式	3,061	—	2,231	5,292
その他	—	—	98	98
小計	3,061	—	2,329	5,390
金融資産合計	3,061	1,171	2,329	6,561
金融負債				
純損益を通じて公正価値で 測定する金融商品：				
デリバティブ負債	—	478	—	478
金融負債合計	—	478	—	478

レベル3に分類した金融商品の期首残高から期末残高の調整表は、以下のとおりであります。

	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融商品 (百万円)
2025年1月1日残高	2,231
購入	—
処分	△6
その他の包括利益に認識した利得	104
その他	—
2025年12月31日残高	2,329

(4) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額および公正価値の内訳は以下のとおりであります。

	連結財政状態計算書 計上額 (百万円)	公正価値 (百万円)	差額 (百万円)
長期借入金及び社債	113,903	110,791	3,112

(注) 長期借入金及び社債には1年内返済予定の残高を含んでおります。また、現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については、短期間で回収・決済されることから公正価値が帳簿価額に近似しているため、上表には含んでおりません。

なお、金融商品の公正価値測定に用いる主な評価技法は以下のとおりであります。

借入金

変動金利付の借入金は、短期間における市場金利を金利が反映していると考えられるため、帳簿価額を公正価値として計算しております。固定金利付の借入金は、残期間と信用リスクに従って調整した金利を用いて割り引かれた将来キャッシュ・フローの現在価値により計算しております。固定金利付の借入金は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類しております。

社債

市場価格のある社債については、公正価値は市場価格に基づいて見積もられます。市場価格のない社債については、公正価値は残期間と信用リスクに従って調整した金利を用いて割り引かれた将来キャッシュ・フローの現在価値により計算しております。市場価格のある社債は公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類され、市場価格のない社債についてはレベル2に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	2,292円46銭
基本的1株当たり当期損失	△296円51銭

(注) 当社は、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託を導入しております。これにより当該信託が保有する当社株式を当連結会計年度の1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期損失の算定上、期末株式数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度においては10,223千株であります。

(その他の注記)

(売却目的で保有する資産に関する注記)

売却目的で保有する資産の内訳は、以下のとおりであります。

	金額 (百万円)
資産	
土地	2,634
合計	2,634

当連結会計年度末において売却目的で保有する資産は、当社グループが所有するセールスセンターに係るものであり、当該分類は売却する意思決定を行ったことにより、売却目的で保有する資産に分類したものであります。当該資産は翌連結会計年度中に売却が完了する予定です。

## (減損損失に関する注記)

用途	資金生成単位	資産の種類	減損損失 (百万円)
事業用資産	ベンディング	建物及び構築物	5,728
		機械装置及び運搬具	14,563
		販売機器	47,986
		土地	3,716
		契約関連無形資産	16,375
		小計	88,368
遊休資産	その他	建物及び構築物	135
		機械装置及び運搬具	1,391
		土地	496
		ソフトウェア	107
		小計	2,129
		合計	90,497

当社は新たに中期経営計画「Vision 2030」を策定し、2025年8月1日に公表しました。当社は従来、IAS第36号「資産の減損」に基づく減損会計の適用に当たっては、全社一体を資産の資金生成単位として識別していましたが、「Vision 2030」の実行と目標達成に向けてビジネスユニット別のマネジメント報告体制を確立したことなどから、当連結会計年度より「ベンディング」、[OTC]、および「フードサービス」の3つの資金生成単位を識別することとしております。

当連結会計年度において、このうち「ベンディング」の資金生成単位について、資産が減損している可能性を示す兆候が把握されたため、減損テストを実施しました。この結果、同資金生成単位の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を当連結損益計算書の「その他の費用」に88,368百万円計上しました。なお、回収可能価額147,469百万円は処分コスト控除後の公正価値により測定し、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。当該公正価値のヒエラルキーはレベル3に分類されております。

また、当社は、賃貸資産および遊休資産については、それぞれの個別資産をグルーピングの最小単位としております。当連結会計年度において、遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を当連結損益計算書の「その他の費用」に2,129百万円計上しました。当該遊休資産の回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値により測定しております。なお、処分コスト控除後の公正価値は不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。当該公正価値のヒエラルキーはレベル3に分類されております。

### (子会社の売却に関する注記)

(株式会社onEQuestの株式譲渡)

当社は、2025年1月に当社グループが保有する株式会社onEQuest(株式譲渡前はEQオペレーション準備株式会社)の株式の51%を株式会社シンクランホールディングスに譲渡いたしました。この結果、同社は子会社から持分法を適用する共同支配企業になりました。

本譲渡による受取対価と売却による収支の関係およびその子会社の支配喪失時の資産および負債の主な内訳は以下の通りです。

#### (1) 子会社の売却による支出

対価	金額 (百万円)
現金による受取対価	49
支配を喪失した子会社の現金及び現金同等物	△2,367
子会社の売却による支出	△2,318

#### (2) 売却日における子会社の資産および負債

科目	金額 (百万円)
流動資産	2,367
非流動資産	45
資産合計	2,411
流動負債	818
非流動負債	1,542
負債合計	2,360

#### (3) 利得又は損失

当連結会計年度において、連結子会社の売却に伴う利得は23百万円であり、連結損益計算書の「その他の収益」に含めております。

(ジェンパクト・スマートコマンドセンター株式会社の株式譲渡)

当社は、2025年1月に当社グループが保有するジェンパクト・スマートコマンドセンター株式会社(株式譲渡前はEQアドミン準備株式会社)の全ての株式をジェンパクト株式会社に譲渡いたしました。

本譲渡による受取対価と売却による収支の関係およびその子会社の支配喪失時の資産および負債の主な内訳は以下の通りです。

(1) 子会社の売却による支出

対価	金額 (百万円)
現金による受取対価	51
支配を喪失した子会社の現金及び現金同等物	△490
子会社の売却による支出	△439

(2) 売却日における子会社の資産および負債

科目	金額 (百万円)
流動資産	490
非流動資産	—
資産合計	490
流動負債	151
非流動負債	288
負債合計	439

(3) 利得又は損失

当連結会計年度において、連結子会社の売却に伴う利得又は損失は生じておりません。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (追加情報)

### (固定資産の売却)

当社は2025年12月15日および25日に不動産売買契約を締結し、以下の固定資産を譲渡することを決定しました。

#### ①固定資産譲渡の理由

当社では、収益性と資本効率の向上による株主価値のさらなる増大を目指し、バランスシートの最適化を進めておりますが、その施策の一環として、当社が所有する以下の資産を譲渡し、資本効率の向上を一層進めることといたしました。

#### ②譲渡資産の内容

資産の名称	所在地	譲渡益
戸塚セールスセンター(北側敷地)	横浜市戸塚区平戸町	2,967百万円
戸塚セールスセンター(南側敷地)	横浜市港南区下永谷	2,795百万円
	合計	5,763百万円

(注) 譲渡価額については、譲渡先の意向により開示を控えさせていただきます。また、譲渡益につきましては譲渡価額から帳簿価額ならびに譲渡に伴う費用の見積額を控除した概算額となっております。

### ③相手先の概要

#### 戸塚セールスセンター(南側敷地)

(1) 名称	東京建物株式会社
(2) 所在地	東京都中央区八重洲一丁目4番16号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 小澤 克人
(4) 主な事業内容	オフィスビル・商業施設等の開発、賃貸及び管理 マンション・戸建住宅の開発、販売、賃貸及び管理 不動産の売買、仲介及びコンサルティング、駐車場の開発・運営 リゾート事業、物流施設開発事業、資産運用事業、海外事業、不動産鑑定業
(5) 資本金	92,451百万円(2025年9月末)
(6) 設立年月	明治29(1896年)10月
(7) 純資産	565,557百万円(2025年9月末)
(8) 総資産	2,229,914百万円(2025年9月末)
(9) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 17.7% 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 11.3% 日本証券金融株式会社 2.4% (2025年6月末)

戸塚セールスセンター(北側敷地)の譲渡先については、譲渡先の意向により開示を控えさせていただきます。

なお、当社および当社子会社と譲渡先との間には、通常取引関係を除き、資本関係、人的関係および関連当事者として特筆すべき事項はありません。

#### ④譲渡の日程

資産の名称	契約締結日	引渡日
戸塚セールスセンター(北側敷地)	2025年12月25日	2026年3月30日 (予定)
戸塚セールスセンター(南側敷地)	2025年12月15日	2026年3月27日 (予定)

なお、両物件とも引渡後一年間は譲渡先との間で土地に関する賃貸借契約を締結し、引き続き当社グループが使用する予定です。

#### ⑤今後の見通し

当該固定資産の譲渡に伴う譲渡益につきましては、2026年12月期において土地にかかる譲渡益として約46億円、2027年12月期において建物にかかる譲渡益として約12億円を「固定資産売却益」として計上する予定です。なお、2026年12月期において計上予定の譲渡益は、2月13日に公表した2026年12月期通期業績予想に織り込んでおります。

## 貸借対照表

2025年12月31日現在

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>21,189</b>	<b>流動負債</b>	<b>71,212</b>
現金及び預金	7,292	1年以内償還予定の社債	60,000
未収入金	45	未払金	539
前払費用	38	未払費用	5
関係会社短期貸付金	13,791	預り金	9,707
その他	23	賞与引当金	18
		役員賞与引当金	234
		業績連動報酬引当金	168
		その他	541
<b>固定資産</b>	<b>397,353</b>	<b>固定負債</b>	<b>52,178</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>54,455</b>	社債	50,000
建物	8,946	資産除去債務	579
構築物	551	業績連動報酬引当金	1,402
工具、器具及び備品	3	その他	196
土地	44,955	<b>負債合計</b>	<b>123,390</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>27</b>	<b>純資産の部</b>	
借地権	27	<b>株主資本</b>	<b>295,152</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>342,872</b>	資本金	15,232
関係会社株式	342,561	資本剰余金	158,808
繰延税金資産	66	資本準備金	108,167
その他	244	その他資本剰余金	50,642
		<b>利益剰余金</b>	<b>132,710</b>
		利益準備金	3,317
		その他利益剰余金	129,393
		圧縮記帳積立金	665
		別途積立金	110,388
		繰越利益剰余金	18,340
<b>資産合計</b>	<b>418,543</b>	<b>自己株式</b>	<b>△11,598</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>295,152</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>418,543</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入しております。

# 損益計算書

2025年1月1日から2025年12月31日まで

(単位 百万円)

科目	金額
営業収益	13,988
営業費用	4,139
<b>営業利益</b>	<b>9,849</b>
営業外収益	
受取利息・受取配当金	70
未払配当金除斥益	10
その他	1
	<b>80</b>
営業外費用	
支払利息	280
固定資産除却損	64
自己株式取得費用	54
その他	12
	<b>410</b>
<b>経常利益</b>	<b>9,519</b>
特別利益	
固定資産売却益	821
	<b>821</b>
特別損失	
減損損失	475
	<b>475</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>9,865</b>
法人税、住民税及び事業税	676
法人税等調整額	4
	<b>680</b>
<b>当期純利益</b>	<b>9,185</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入しております。

# 株主資本等変動計算書

2025年1月1日から2025年12月31日まで

(単位 百万円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 (注)1	利益 剰余金 合計			
2025年1月1日残高	15,232	108,167	80,276	188,443	3,317	130,128	133,445	△11,369	325,751	325,751
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△9,921	△9,921	-	△9,921	△9,921
当期純利益	-	-	-	-	-	9,185	9,185	-	9,185	9,185
積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△30,111	△30,111	△30,111
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-	-	248	248	248
自己株式の消却	-	-	△29,634	△29,634	-	-	-	29,634	-	-
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△29,634	△29,634	-	△735	△735	△229	△30,599	△30,599
2025年12月31日残高	15,232	108,167	50,642	158,808	3,317	129,393	132,710	△11,598	295,152	295,152

(注) 1. その他利益剰余金の内訳

(単位 百万円)

	その他利益剰余金			
	圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計
2025年1月1日残高	674	110,388	19,067	130,128
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	△9,921	△9,921
当期純利益	-	-	9,185	9,185
積立金の取崩	△9	-	9	-
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	△9	-	△726	△735
2025年12月31日残高	665	110,388	18,340	129,393

2. 記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

##### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

##### (2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっており、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～50年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

##### (3) 業績連動報酬引当金

業務執行取締役および執行役員に対して支給する株式および金銭の給付に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の営業収益は、子会社からの不動産賃貸料及び受取配当金であります。不動産賃貸料における主な履行義務の内容は、子会社への財又はサービスの提供であり、これらの約束した財又はサービスの支配が子会社に移転した時点で、履行義務が充足されることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

#### (会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)を当事業年度より適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

#### (表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「未払配当金除斥益」(前事業年度10百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

また、前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」(前事業年度3百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

- |  |           |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                          | 63,992百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務 (貸借対照表に区分掲記したものを除く) |           |
| 短期金銭債権                                     | 45百万円     |
| 短期金銭債務                                     | 9,815百万円  |

#### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業収益	13,988百万円
その他 (営業取引以外)	90百万円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	5,574千株	12,148千株	12,167千株	5,555千株

- (注) 1. 自己株式の普通株式の増加12,148千株は、取締役会の決議による自己株式の取得12,145千株および単元未満株式の買取りによる増加3千株であります。
2. 自己株式の普通株式の減少12,167千株は、取締役会決議による自己株式の消却12,000千株、役員B I P 信託が保有する当社株式交付による減少82千株、株式付与E S O P 信託が保有する当社株式交付による減少85千株および単元未満株式の買増しによる減少0千株であります。
3. 当事業年度期末株式数には、役員報酬B I P 信託が保有する当社株式1,179千株および株式付与E S O P 信託が保有する当社株式1,556千株が含まれております。

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	1,685百万円
減損損失	378百万円
その他	983百万円
繰延税金資産小計	3,045百万円
評価性引当額	△1,019百万円
繰延税金資産合計	2,026百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△925百万円
土地評価差額	△1,010百万円
その他	△25百万円
繰延税金負債合計	△1,960百万円
繰延税金資産の純額	66百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン(株)	東京都 港区	100	飲料・食品 の製造・ 販売	所有 100.0	兼任 2名	資金の 貸付	資金の 貸付	—	関係会社 短期 貸付金	7,051
							営業 収益	営業 収益	4,980	営業 未収入金	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社との取引条件

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して決定しております。なお、当社は、グループの資金効率化を図ることを目的として、キャッシュ・マネジメント・システムを導入しております。

また、営業収益については、不動産賃貸に伴うものであり、一定の合理的な基準に基づき決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン ベンディング(株)	東京都 港区	80	自動販売機 のオペレー ション	所有 100.0	—	資金の 貸付	資金の 貸付	—	関係会社 短期 貸付金	5,524

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

コカ・コーラ ボトラーズジャパンベンディング株式会社との取引条件

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して決定しております。なお、当社は、グループの資金効率化を図ることを目的として、キャッシュ・マネジメント・システムを導入しております。

### (減損損失に関する注記)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	用途	拠点数	種類	減損損失 (百万円)
中国	遊休資産	1	建物	3
			構築物	0
			土地	42
九州	遊休資産	4	建物	5
			構築物	1
			土地	425

当社は、事業用資産を継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業単位でグルーピングしております。また、賃貸資産および遊休資産については、それぞれの個別物件をグルーピングの最小単位として減損の兆候を判定しております。

当事業年度においては、遊休資産のうち対象拠点の土地、建物および構築物について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、遊休資産の回収可能価額は不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産 1,781円10銭

1株当たり当期純利益 53円65銭

(注) 当社は、役員報酬BIP信託および株式付E SOP信託を導入しております。これにより当該信託が保有する当社株式を当事業年度の1株当たり純資産および1株当たり当期純利益の金額の算定上、期中平均株式数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度においては10,223千株であります。

### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松村 信  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻本 慶太  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸 佳祐  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松村 信  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻本 慶太  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸 佳祐  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの2025年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監査報告書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの2025年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議等における意思決定の過程および内容ならびに業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年2月16日

コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 ス テ イ シ ー ・ ア プ タ ー ㊞

監 査 等 委 員 濱 田 奈 巳 ㊞

監 査 等 委 員 サ ン ケ ッ ト ・ レ イ ㊞

監 査 等 委 員 佐 伯 里 歌 ㊞

(注) 監査等委員 ステイシー・アプター、監査等委員 濱田奈巳、監査等委員 サンケット・レイおよび監査等委員 佐伯里歌は、「会社法」第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

ハッピーなひとときを、  
ボトルから。

*Coca-Cola*

BOTTLERS JAPAN HOLDINGS INC.

